

政策評価の実施要領 (案)

令和 5 年 3 月
財 務 省

政策評価の実施要領

令和5年3月●日策定 文第●号

財務省の政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、財務省の政策評価の実施に関し必要な事項を次のように定める。

第1章 総則

1. 基本事項

(1) 政策評価の概要

政策評価とは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことによる情報提供することであり、「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものである。

（参考）政策評価制度の経緯については、（参考1）「政策評価制度に関する経緯」を参照。

(2) 政策評価の目標体系

財務省の主要な政策について、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、以下の考え方により目標を整理し、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）及び事前分析表において、「政策の目標」（総合目標及び政策目標をいう。以下同じ。）としてあらかじめ明らかにするものとする。

① 総合目標

総合目標は、政策目標の上位の概念としての財務省の基本的な目標であるとともに、財務省が、省として当面取り組んでいる大きなテーマは何かを国民に示し、評価を通じてその達成状況について説明するものとする。

したがって、特定の年度において執行する事務処理的なものではなく、閣議決定、施政方針演説、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」といった内閣の基本的な方針を踏まえ、数年程度の中期（長くても10年程度）かつ大局的な視点で財務省として取り組む大きなテーマを内容とする。

目標設定に当たっては、国民に分かりやすいものとなるよう、訴求力のあるキーワードを盛り込むよう努める。また、目標の表現が、可能な限り政策目標と重複しないよう留意する。

総合目標は、「目標管理型の政策評価」に、財務省独自の視点で深度を加えた付加価値のある目標と位置付けられる。

（注）1～6の目標番号を付す。なお、「体系図」等においては、便宜、「財政」など当該目標の属する政策分野を表す見出しを付す。

② 政策目標

政策目標は、財務省における基礎的な実績評価対象であり、財務省設置法上の任務など個別具体的な政策についての目標を設定する。一定の政策分野ごとの個々の政策を目標として設定し、当該年度における政策実施状況を評価し、その後の政策実施に反映させることでP D C Aサイクルを働かせるものである。あくまでも単年度評価を前提とした個別の政策に係る目標である点で総合目標と異なる。

財務省の場合、一般的には、財務省設置法の任務に大きな変更がなければ同様の目標が継続されることが多いと考えられ、そのような恒常的な目標に係るその年度の実施状況を評価する。

(注) 政策目標設定の背景となる「一定の政策分野」について1～11の整理番号及びその政策分野を表す見出しを付し、政策目標には、その属する政策分野の整理番号を基礎番号とする枝番号の形式で、目標番号（「政策目標1」について「政策目標1－1」等）を付す。

③ 施策

政策目標については、これを達成するための手段を「施策」として設定する。各政策目標について一つ以上の施策を実施計画及び事前分析表において明示し、各施策に一つ以上の測定指標を設定するものとする。測定指標は、可能な限り定量的な測定指標の設定に努めるものとする。

評価の段階で、事前に明示したもの以外の施策がある場合には追加する。

政策目標に係る政策評価は、一次的に施策ごとの評定を行い、次に各施策の評定を総合して、その政策目標全体の評定を行う。

(注) 施策には、その属する政策目標の目標番号を基礎とする枝番号の形式で、施策番号を付す。

なお、総合目標については、单年度の目標ではないため施策の設定は行わない。ただし、一つの総合目標に複数のテーマが盛り込まれた場合には、上記の方法に準じ、一次的にテーマごとの評定を行い、その評定を総合してその総合目標全体の評定を行う。

(注) 総合目標におけるテーマについては、その総合目標の目標番号を基礎とする枝番号の形式による整理番号及び内容を要約した適宜の見出しを付す。

(参考1) 総合目標及びテーマの例

総合目標3：財務管理【目標番号及び見出し】

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、…中略…国有財産の有効活用を進める。【目標】

テーマ3－1：適切な国債管理政策を実施する【テーマの整理番号及び見出し】

(参考2) 政策目標及び施策の例

政策目標5：貿易の秩序維持と健全な発展【政策分野の整理番号及び見出し】

政策目標5－3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利
用者利便の向上【目標番号及び目標】

施策5－3－1：関税等の適正な賦課及び徴収【施策番号及び施策名】

2. 政策評価の実施スケジュール

(1) 事前評価

事前評価は、政策の決定に先立ち、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものであり、あらかじめその実施スケジュールを明示することは困難であるが、適時的確に評価を実施する。

① 研究開発、公共事業及び政府開発援助を目的とする政策

8月まで	評価書の作成・公表
8月末	政策評価の結果を予算要求に反映

② 規制の新設、改廃を目的とする政策

規制の新設又は改廃が法律による場合、事前評価書及びその要旨の公表は、遅くとも法律案の閣議決定までに行う。政令以下の下位法令による場合は、遅くともパブリックコメントまで（パブリックコメントの適用除外のものについては閣議決定又は制定まで）に公表する。

なお、条約等国際約束に基づいて新設又は改廃される規制に関しては、国会承認を要するものについては当該国際約束を国会に提出するまで、要しないものについては当該国際約束を締結するまでの間において、関連する国内法令を含めて事前評価書等を公表することが望ましいものと考えられるが、国内法令の制定又は改廃を行う場合には、遅くとも原則にのっとった公表を行う。

③ 租税特別措置等に係る政策

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下「租税特別措置等」という。）の要望に際して、原則として評価によって得られる情報が有用なものとして用いられるよう適切なタイミングで評価を実施し、評価の結果を公表する。ただし、要望の段階で、要望の内容を具体化することが困難な場合には、要望後の適切なタイミングで評価の結果を公表する。

(2) 事後評価

事後評価は、政策の決定後に政策効果を把握し、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものであり、概ね以下のスケジュールにより実施する。

① 実績評価方式による事後評価（以下「実績評価」という。）

4月から	前年度の評価書の作成作業
6月末目途	前年度の評価書の作成・公表
7月から	前年度の政策評価の結果の政策への反映
翌年1月から	次年度の実施計画の策定及び事前分析表の作成作業
3月末	次年度の実施計画及び事前分析表の公表

② 総合評価方式による事後評価（以下「総合評価」という。）

評価を行うテーマに応じて適時的確に評価を実施し、評価の結果を公表する。（総合評価は、場合によっては複数年度にわたって実施することも考えられる。）

③ 規制に係る政策の事後評価

事後評価は、法令等に見直し条項があるものについては、その見直し時期、法令等に見直し条項がないものについては、見直し周期を設定し、その見直し周期に評価を実施し、評価の結果を公表する。

④ 租税特別措置等に係る政策の事後評価

評価結果が、租税特別措置等についての検討作業や税制改正作業において有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで評価を実施し、評価書を作成・公表する。

第2章 事前評価

第1節 事前評価の対象政策

1. 評価の単位

評価の単位は、事務事業（政策を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。以下この章において「事業等」という。）が中心となるものと考えられるが、政策の性質等に応じ必要があれば更に大括りな行政活動のまとまりについても対象とする。

なお、租税特別措置等に係る政策の事前評価の単位は、その結果が、税制改正要望や、その後の税制改正作業に適切に対応するものとなるよう、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等の単位に対応させるものとする。

2. 事前評価の取組方針

事前評価については、法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた事業等について着実な実施を図るものとする。なお、事前評価の実施が義務付けられていない事業等についても、評価の実施に係る事務量等を勘案の上、可能な範囲で事前評価を行うよう努めるものとする。

（参考1）事前評価の実施が義務付けられた事業等（法第9条、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令323号）第3条）

- ① 研究開発： 事業費10億円以上のもの
- ② 公共事業： 事業費10億円以上のもの（施設の維持、修繕に係る事業を除く。）
- ③ 政府開発援助： 供与限度額 10億円以上の無償プロジェクト
供与限度額150億円以上の有償プロジェクト
- ④ 上記①から③に該当する事業を実施する者に、費用の全部又は一部を補助するもの
- ⑤ 規制の新設・改廃を行うもの（法律又は政令の新設・改廃を伴うもの）
- ⑥ 租税特別措置等（法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）の新設、拡充又は延長する措置を要望するもの

（参考2）事前評価の実施は義務付けられていないが、対象となりうる事業等の例

- ① 上記①から④に係るもので、それぞれの金額基準以下のもの
- ② 規制の新設・改廃を行うもの（省令等の新設・改廃を伴うもの）
- ③ 法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税以外の税目について租税特別措置等の新設、拡充又は延長する措置を要望するもの

第2節 研究開発、公共事業及び政府開発援助に係る政策の事前評価

1. 事前評価の観点

事前評価（研究開発、公共事業及び政府開発援助に係るものに限る。以下この節において同じ。）は、基本計画第3章に定める評価の観点に基づき行うとともに、以下の点についても留意する。

- (1) 事業等の実施により、費用に見合った効果が得られるかについて検討する。このため、可能な限り、予測される効果やそのために必要となる費用を推計・測定し、

それらを比較する。その際、効果については、受益の帰属する範囲や対象を極力特定し、可能であれば定量化する。また、費用については、事業等に係る直接的な支出のみならず、事業等により付随的に発生するそれ以外の費用（例えば社会費用等）についても含めることを検討する。

- (2) 必要に応じて、より効率的で質の高い代替案がないか、事業等の目的に照らし、その効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、他の事業等よりも優先的に実施する必要があるかについて検討する。

2. 事前評価書

- (1) 事前評価書は「事前評価書の様式例及び記載要領」（別紙1）を参考として、以下の事項について記載することを基本とするが、事業等の性質に応じ適宜調整を加えるものとする。
- ① 評価の対象とした事業等の名称
 - ② 事業等を行うこととする背景、実施期間及び事業費など、評価の対象とした事業等の概要
 - ③ 事業等の実施により達成しようとする目標及び事後の検証時期
 - ④ 評価の観点及び評価結果
 - ⑤ 学識経験を有する者の知見の活用
- (2) 事前評価書の要旨は、上記(1)の事前評価書の概要を分かりやすく、原則として1枚にまとめたものとする

3. 事前評価の実施手順

- (1) 個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）は、事前評価の対象となり得る政策判断（予算要求）を行う可能性が生じた場合には、各局の総務課等（以下「各局課評価担当組織」という。）を通じ、大臣官房政策立案総括審議官及び大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）に連絡する。
- (2) 政策評価室は、政策所管課等及び各局課評価担当組織と調整の上、事前評価の実施の要否を決定する。
- (3) 政策所管課等は、各局課評価担当組織及び政策評価室と調整の上、評価の観点、評価書に記載する項目等を決定する。
- (4) 政策所管課等は、事前評価を実施し、事前評価書案及び要旨案を作成する。
- (5) 各局課評価担当組織は、事前評価書案及び要旨案の一次審査を行う。
- (6) 政策評価室は、事前評価書案及び要旨案の二次審査を行う。
- (7) 政策評価室は、必要な手続を経て事前評価書及び要旨を公表する。

4. 事後の検証

- (1) 事前評価を実施した事業等については、事業等の実施後に把握した政策効果に基づき、当初見込んでいた効果が実際に得られたのか、得られなかつた場合はどのような事情によるのかを明らかにするため、事後の検証を行う。
- (2) 事後の検証に使用する様式については、政策所管課等が、各局課評価担当組織及び政策評価室と調整の上、決定するものとする。
- 実施手順等については、後記第3章第2節の実績評価書の作成に準じて行うもの

とする。

第3節 規制に係る政策の事前評価

1. 事前評価の観点

事前評価（規制の新設、改廃に係るものに限る。以下この節において同じ。）は、基本計画第3章に定める評価の観点並びに「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」（平成29年7月総務省行政評価局政策評価課）、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」（平成29年7月31日公正取引委員会事務総局）及び「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（平成29年9月26日公正取引委員会事務総局）、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえた規制の事前評価について（令和3年1月29日内閣府規制改革推進室、総務省行政評価局政策評価課）に基づき行う（第3章第4節において同じ。）。

2. 事前評価書

(1) 事前評価書は「規制の事前評価書の様式及び記載要領」（別紙2）を参考に、以下の事項について記載する。

- ① 規制の新設・改廃に係る法律又は政令等の名称
- ② 規制の目的、内容及び必要性
- ③ 直接的な費用の把握
- ④ 直接的な効果（便益）の把握
- ⑤ 副次的な影響及び波及的な影響の把握
- ⑥ 費用と効果（便益）の関係
- ⑦ 代替案との比較
- ⑧ 他の関連事項
- ⑨ 事後評価の実施時期等

なお、②には、規制の必要性の前提となる現状と課題について、統計データ等を利用してベースラインを明記する。また、簡素化した評価手法を用いて評価を行った場合の事前評価書は「規制の事前評価書（簡素化）の様式及び記載要領」（別紙3）を参考に、以下の事項について記載する。

- ① 規制の新設・改廃に係る法律又は政令等の名称
- ② 簡素化した規制の事前評価の該当要件
- ③ 規制の目的、内容及び必要性
- ④ 直接的な費用の把握
- ⑤ 副次的な影響及び波及的な影響の把握
- ⑥ 他の関連事項
- ⑦ 事後評価の実施時期等

(2) 事前評価書の要旨は上記(1)の事前評価書の概要を分かりやすく簡潔にまとめる。

3. 事前評価の実施手順

(1) 政策所管課等は、事前評価の対象となり得る政策判断（法令改正）を行う可能性が生じた場合には、各局課評価担当組織を通じ、政策評価室に連絡する。

- (2) 政策評価室は、政策所管課等及び各局課評価担当組織と調整の上、事前評価の実施の要否を決定する。
- (3) 政策所管課等は、各局課評価担当組織及び政策評価室と調整の上、評価の観点、評価書に記載する項目等を決定する。
- (4) 政策所管課等は、事前評価を実施し、事前評価書案及び要旨案を作成する。
- (5) 各局課評価担当組織は、事前評価書案及び要旨案の一次審査を行う。
- (6) 政策評価室は、事前評価書案及び要旨案の二次審査を行う。
- (7) 政策評価室は、必要な手続を経て事前評価書及び要旨を公表する。

第4節 租税特別措置等に係る政策の事前評価

1. 事前評価の内容

事前評価（租税特別措置等に係るものに限る。以下この節において同じ。）は、以下の内容により行うものとする。

なお、事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要である。

(1) 分析対象期間

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合、分析対象期間としては、要望に係る租税特別措置等の適用期間、効果や減収額等の推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合、将来にわたる予測部分についての分析対象期間としては、上記新設の場合による。また、過去の実績部分についての分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

(2) 租税特別措置等の必要性等

① 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。

政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

② 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記①の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

(3) 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるか（確認されるか）を説明する。租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、推計によることになり、拡充又は延長を要望しようとする場合は、推計に加え、過去の実績を把握する。減収額等の定量

的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」(平成22年法律第8号)及び「地方税法」(昭和25年法律第226号)に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報を用いて予測把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されるか（されたか）ができる限り定量的に把握する。効果の将来予測を行う場合は、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても説明する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合は、上記(2)②の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による様々な波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

(4) 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

2. 事前評価書

(1) 事前評価書は「租税特別措置等に係る政策の事前評価書の様式」(別紙4)を用い、以下の事項について記載することを基本とするが、必要に応じ適宜修正を加えるものとする。

- ① 政策評価の対象とした政策の名称
- ② 対象税目（政策評価の対象税目、上記以外の税目）
- ③ 要望区分等の別
- ④ 内容
- ⑤ 担当部局
- ⑥ 評価実施時期及び分析対象期間
- ⑦ 創設年度及び改正経緯
- ⑧ 適用又は延長期間

- ⑨ 必要性等（政策目的及びその根拠、政策体系における政策目的の位置付け、達成目標及びその実現による寄与）
 - ⑩ 有効性等（適用数、適用額、減収額、効果、税収減を是認する理由等）
 - ⑪ 相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担、地方公共団体が協力する相当性）
 - ⑫ 有識者の見解
 - ⑬ 前回の事前評価又は事後評価の実施時期
- (2) 事前評価書の要旨は、上記(1)の事前評価書の概要を分かりやすく、原則として1枚にまとめたものとする。

3. 事前評価の実施手順

- (1) 政策所管課等は、事前評価の対象となり得る租税特別措置等の新設、拡充又は延長についての税制改正要望を行う可能性が生じた場合には、各局課評価担当組織を通じ、政策評価室に連絡する。
- (2) 政策所管課等は、事前評価を実施し、事前評価書案及び要旨案を作成する。なお、実施に当たり、同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が要望を行う場合は、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。
- (3) 各局課評価担当組織は、事前評価書案及び要旨案の一次審査を行う。
- (4) 政策評価室は、事前評価書案及び要旨案の二次審査を行う。
- (5) 政策評価室は、必要な手続を経て事前評価書及び要旨を公表する。

第3章 事後評価

第1節 実施計画及び事前分析表

1. 実績評価の実施計画

(1) 実績評価の実施計画の内容

財務省の主要な政策分野全てを対象に実績評価の実施計画を定める。なお、政策の目標や測定指標等の具体的な内容については、事前分析表に記載する。

(2) 実績評価の実施計画の記載事項

実績評価の実施計画は、以下の事項について記載して作成する。

- ① 評価の対象期間
- ② 評価方法
- ③ 対象となる政策の目標
- ④ 評価基準
- ⑤ 事前分析表の作成

2. 総合評価の実施計画

(1) 総合評価の実施計画の内容

行政が国民のニーズや社会経済情勢に的確に対応するためには、政策の効果を具体的に明らかにするとともに、行政として対応を求められる問題点やその原因などを分析し、その解決に資する情報を提供することにより、的確な改善・見直

しにつなげていくことが必要である。特に、これまでの取組を見直し、新たな政策展開を行おうとする際には、このような評価が求められる。

基本計画においては、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には総合評価を行うこととされているが、総合評価を実施する機会としては、例えば、次のような場合が想定される。

- ① 実績評価において、目標の妥当性の検討や目標に対する実績の評価の際に、掘り下げた総合的な評価が必要と判断された場合。
- ② 法律の見直し条項による制度の見直しや、期限が到来した時限法のその後の対応について検討を行う場合。
- ③ 各種中長期計画の策定や改訂を行う場合。

(2) 総合評価の実施計画の記載事項

総合評価の実施計画は「総合評価の実施計画の様式」(別紙5)を用い、以下の事項について記載する。

なお、実施計画の対象年度において、総合評価の着手又は公表のいずれの予定もない場合には、当該実施計画は策定しないこととする。

- ① 総合評価を行うテーマ
- ② 当該テーマの背景や問題意識、明らかにする政策効果など、総合評価を行うテーマの概要
- ③ 評価の着手予定時期や公表予定時期などの実施期間

3. 規制に係る政策の事後評価の実施計画

規制に係る政策の事後評価の実施計画は、「規制に係る政策の事後評価の実施計画の様式」(別紙6)を用い、以下の事項について記載する。

- ① 規制の名称及び条項
- ② 規制の事後評価の実施時期
- ③ 規制の具体的な事後評価の方法

4. 租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画

租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画は、「租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画の様式」(別紙7)を用い、以下の事項について記載する。

① 評価方法

「実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式により、租税特別措置等の必要性、有効性及び相当性等の観点から評価を行います。」旨を記載する。

② 評価対象

租税特別措置等に係る政策の事後評価の評価対象は、本省分と国税庁分に区分して、以下の事項について記載する。

- イ 租税特別措置等の名称、税目及び条項
- ロ 租税特別措置等の創設年度・適用期限

同じ租税特別措置等に係る政策について事前評価を行う年度にその事後評価の実施を重複して行う必要はなく、事前評価の実施の要否と併せて判断する必要があるため、租税特別措置等に係る政策のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る政策（行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号イ及びロに規定する政策に限る。）を記載した上で、「令和〇年度においては、次の租税特別措置等に係る政策のうち必要なものについて、財務省が行う税制改正要望等の状況に応じて、事後評価を実施します。法で評価の実施が義務付けられている税目（法人税、法人住民税及び法人事業税）については、改正要望が行われる場合には事前評価を実施するほか、事前評価を基本計画期間内に実施していないものに限り、当該期間内に少なくとも一度は事後評価を実施することとしています。」旨を記載する（国税庁分にあっては、「政策」は「事務」と、「財務省」は「国税庁」と変更して記載する）。なお、実施計画対象年度に事後評価を実施することが明らかなものがある場合には、その旨を記載する。

5. 事前分析表

政策の目標ごとに作成し、以下の事項について記載する。

① 総合目標

総合目標の事前分析表は「事前分析表（総合目標）の様式」（別紙8）を用い、「事前分析表（総合目標）記載要領」（別紙9）に定める記載要領により、総合目標ごとに以下の事項について記載して作成する。

- イ 総合目標を設定した意図、理由等に関する基本的な考え方
- ロ 総合目標を構成するテーマ
- ハ 関連する内閣の基本方針
- ニ テーマの取組内容
- ホ 総合目標の達成度合いを定量的に把握するための測定指標

その指標に係るテーマについての最終目標年限における最終目標値を「目標値」とした上で、直近4年度分の実績値をモニターとして記載する。ただし、指標の性格に応じて適切な変更を加えて差し支えない。

指標の設定根拠欄には、そのテーマの達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由及び目標値の設定根拠を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

新設した場合には、測定指標名の次に「[新]」と付記する。

なお、新たに測定指標を設定した場合には新設した意図及び理由等を、測定指標を廃止した場合にはその理由を記載する。

（注）テーマごとに、そのテーマに係る定量的な測定指標について、指標番号（そのテーマの整理番号を基礎とする枝番号に定量的測定指標の区分を示すAを付したもの）を付す。

ヘ 総合目標の達成度合いを定性的に把握するための測定指標

そのテーマにおいて最終的に達成すべき内容をその測定指標の「目標」とし、「指標の内容」欄に簡潔に記載する。

「指標の設定の根拠」欄には、そのテーマの達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

新設した場合には、測定指標名の次に「[新]」と付記する。

なお、新たに測定指標を設定した場合には新設した意図及び理由等を、測定指標を廃止した場合にはその理由を記載する。

(注) テーマごとに、そのテーマに係る定性的な測定指標について、指標番号（そのテーマの整理番号を基礎とする枝番号に定性的測定指標の区分を示すBを付したもの）を付す。

ト 参考指標

チ 総合目標に係る予算の情報

当初予算書（組織別事項別内訳）に記載されている「令和〇年度要求額」（過去の年度分について、補正予算が編成されている場合には補正予算書（組織別事項別内訳）に記載されている「改令和〇年度予算額」、補正予算が編成されていない場合には、当初予算書（組織別事項別内訳）に記載されている「令和〇年度要求額」）をその総合目標に関する予算書の項・事項ごと及び合計額に区分して記載する。また、行政事業レビュー対象事業に係る金額を各々内訳として記載する。なお、「事項」は、主なもの以外は、「その他」としてまとめて記載する。

リ 行政事業レビューの事業名及び番号

事前分析表の当初作成時には、行政事業レビューの対象及び番号は確定していないため、合計欄等対象となり得ない場合は斜線、対象となり得る場合は「(注)」と記載（別の注記がある場合は、「(注1)」）し、欄下に「(注) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載する。」と記載する。

ヌ 総合目標の担当部局名（「参考2」参照）及び政策評価実施時期

なお、ニの取組内容並びにホ及びヘの測定指標は、テーマごとに区分して記載する。

② 政策目標

政策目標の事前分析表は「事前分析表（政策目標）の様式」（別紙10）を用い、「事前分析表（政策目標）記載要領」（別紙11）に定める記載要領により、政策目標ごとに以下の事項について記載して作成する。

イ 政策目標を設定した意図、理由等に関する基本的な考え方

ロ 政策目標を達成するための施策

ハ 関連する内閣の基本方針

ニ 施策の取組内容

ホ 政策目標の達成度合いを定量的に把握するための測定指標

その指標に係る施策についての目標値及び直近4年度分の実績値を記載する。ただし、指標の性格に応じて適切な変更を加えて差し支えない。

目標値の設定根拠欄には、その施策の達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由及び目標値の設定根拠を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

新設した場合には、測定指標名の次に「[新]」と付記する。

なお、新たに測定指標を設定した場合には新設した意図及び理由等を、測定指標を廃止した場合にはその理由を記載する。

(注) 施策ごとに、その施策に係る定量的な測定指標について、指標番号（その施策の施策番号を基礎とする枝番号に定量的測定指標の区分を示すAを付したもの）を付す。

ヘ 政策目標の達成度合いを定性的に把握するための測定指標

その施策について、対象年度に達成すべき内容をその測定指標の「目標」とし、「令和〇年度の目標」欄に簡潔に記載する。

「目標の設定の根拠」欄には、その施策の達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

新設した場合には、測定指標名の次に「[新]」と付記する。

なお、新たに測定指標を設定した場合には新設した意図及び理由等を、測定指標を廃止した場合にはその理由を記載する。

(注) 施策ごとに、その施策に係る定性的な測定指標について、指標番号（その施策の施策番号を基礎とする枝番号に定性的測定指標の区分を示すBを付したもの）を付す。

ト 参考指標

チ 政策目標に係る予算の情報

当初予算書（組織別事項別内訳）に記載されている「令和〇年度要求額」（過去の年度分について、補正予算が編成されている場合には補正予算書（組織別事項別内訳）に記載されている「改令和〇年度予算額」、補正予算が編成されていない場合には、当初予算書（組織別事項別内訳）に記載されている「令和〇年度要求額」）をその政策目標に関する予算書の項・事項ごと及び合計額に区分して記載する。また、行政事業レビュー対象事業に係る金額を各々内訳として記載する。なお、「事項」は、主なもの以外は、「その他」としてまとめて記載する。

リ 行政事業レビューの事業名及び番号

事前分析表の当初作成時には、行政事業レビューの対象及び番号は確定していないため、合計欄等対象となり得ない場合は斜線、対象となり得る場合は「(注)」と記載（別の注記がある場合は、「(注1)」）し、欄下に「(注) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載する。」と記載する。

ヌ 政策目標の担当部局名及び政策評価実施時期

なお、二の取組内容並びに本及びへの測定指標は、施策ごとに区分して記載する。

評価書において適切な分析を行うためには、まずは事前分析表において、目標・測定指標が適切に設定できていることが重要である。

目標、測定指標、達成手段といった事前分析表の各要素が適切に設定できているかを確認する手法の一つとして、これらの関係を一覧できる「ロジックモデル」を作成することが推奨される。

(注) 「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）」（平成30年3月政策評価審議会政策評価制度部会）によれば、ロジックモデルとは、「プログラムのための利用可能な資源、計画している活動、達成したいと期待する変化や成果の関りについて、皆様の考えを体系的に図式化するものです。」とされている。

6. 実施計画の策定及び事前分析表の作成の手順

- (1) 政策所管課等は、実施計画案の策定及び事前分析表案の作成を行う。
- (2) 各局課評価担当組織は、実施計画案及び事前分析表案の一次審査を行う。
- (3) 政策評価室は、実施計画案及び事前分析表案の二次審査を行う。
- (4) 政策評価室は、必要な手続を経て実施計画及び事前分析表を公表する。
(参考) 策定・作成の手順については、(参考3)「実施計画の策定及び事前分析表の作成のための作業手順」を参照。

7. 実施計画及び事前分析表の計画期間内の変更

実施計画及び事前分析表は、政府の方針等が新たに設定・転換された場合には、計画期間内であっても、必要に応じ変更するものとする。

(1) 実施計画及び事前分析表を変更する場合の判断基準

- ① 当初の実施計画及び事前分析表に定めた政府の方針等の政策の方向性が変わらず、単に政策が具体化・詳細化されたにとどまった場合は、実施計画及び事前分析表を変更しない。
- ② 当初の実施計画及び事前分析表に定めた政府の方針等が大きく変更されて、政策の方向性が従来と違う方向へ転換された場合は、実施計画及び事前分析表を変更する。また、政府の方針等の政策の方向性が変わらない場合でも、大幅な取組内容や測定指標の変更を伴う場合には、その計画期間中の行政運営への影響の大きさを検討し、必要と判断した場合は変更する。

(2) 実施計画及び事前分析表を変更する場合の時期

政府の方針等にあわせて実施計画及び事前分析表を変更する場合には、その都度適切な時期に変更することとするが、基本的には財務省政策評価懇談会の開催時期にあわせて変更することとする。

第2節 実績評価の実施

1. 評価の観点

実績評価は、基本計画第3章に定める評価の観点を踏まえ、「評価マニュアル」(別紙12)に定めるところにより、実施する。

2. 実績評価書

(1) 実績評価書の内容

① 総合目標

総合目標の実績評価書は「実績評価書（総合目標）の様式」(別紙13)を用い、「実績評価書（総合目標）記載要領」(別紙14)に定める記載要領により、その総合目標に係る目標番号及び目標のほか、以下の事項を記載して作成する。なお、作成に当たっては、前記1.に定める「評価マニュアル」を参照する（下記②において同じ。）。

イ 総合目標の概要

ロ 総合目標の評価結果

(イ) 総合目標についての評定

- (ロ) 評定の理由
- (ハ) 政策の分析
- ハ テーマの実施状況
 - (イ) テーマの整理番号及び見出し
 - (ロ) 定量的な測定指標
 - 指標番号、指標名、目標値、直近5年度分のモニター実績値、評価対象年度における目標達成度の表示、目標値設定の根拠（必要に応じて指標に係る注記事項を追記）、目標達成度の判定理由、及び当該指標の出所を記載する。
 - (ハ) 定性的な測定指標
 - 指標番号、指標名、目標、目標設定の根拠（必要に応じて指標に係る注記事項を追記する。）、実績及び目標達成度の判定理由、及び目標達成度の表示を記載する。
- (二) テーマについての評定
 - 評語及び符号、評定理由
 - ニ テーマに係る参考情報
 - ホ 評価結果の反映
 - ヘ 財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見
 - 財務省政策評価懇談会の内容を踏まえて、政策評価室において記載する。
 - ト 総合目標に係る予算額（当該目標に関連する予算額がある場合）
 - 予算の状況（当初予算、補正予算又は繰越等）及び執行額の区分に応じた評価対象年度を含む4年度分の金額並びに予算の概要を記載する。
 - チ 総合目標に關係する内閣の主な重要政策
 - リ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
 - ヌ 前年度の政策評価結果の政策への反映状況
 - ル 担当部局名及び政策評価実施時期

② 政策目標

政策目標の実績評価書は「実績評価書（政策目標）の様式」（別紙15）を用い、「実績評価書（政策目標）の記載要領」（別紙16）に定める記載要領により、その政策目標に係る目標番号及び目標のほか、以下の事項を記載して作成する。

- イ 政策目標の概要
- ロ 政策目標の評価結果
 - (イ) 政策目標についての評定
 - (ロ) 評定の理由
 - (ハ) 政策の分析
- ハ 施策の実施状況
 - (イ) 施策番号及び施策名
 - (ロ) 定量的な測定指標
 - 指標番号、指標名、評価対象年度を含む5年度分の目標値及び実績値、評価対象年度における目標達成度の表示、目標値設定の根拠（必要に応じて指標に係る注記事項を追記）、目標達成度の判定理由、及び当該指標の出所を記載する。

(ハ) 定性的な測定指標

指標番号、指標名、目標、目標設定の根拠（必要に応じて指標に係る注記事項を追記する。）、実績及び目標達成度の判定理由、及び目標達成度の表示を記載する。

(ニ) 施策についての評定

評語及び符号、評定理由

ニ 施策に係る参考情報

ホ 評価結果の反映

ヘ 財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見

財務省政策評価懇談会の内容を踏まえて、政策評価室において記載する。

ト 政策目標に係る予算額（当該目標に関連する予算額がある場合）

予算の状況（当初予算、補正予算又は繰越等）及び執行額の区分に応じた評価対象年度を含む4年度分の金額並びに予算の概要を記載する。

チ 政策目標に関係する内閣の主な重要政策

リ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

ヌ 前年度の政策評価結果の政策への反映状況

ル 担当部局名及び政策評価実施時期

(2) **評価書の要旨**

法第10条第2項に規定する要旨については、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）2(2)(9)の規定により、実績評価書で兼ねるものとする。

3. 成果重視事業の評価

(1) **成果重視事業について**

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つとされ、政策評価との連携強化が求められている。

このため、成果重視事業については、本章第1節及び第2節の実績評価の枠組みで評価を行う。

(2) **成果重視事業の評価書の内容**

成果重視事業の評価書は「成果重視事業の評価書の様式」（別紙17）を用い、以下の事項について記載して作成する。

- ① 成果重視事業の名称
- ② 成果重視事業の概要
- ③ 達成しようとする目標、その設定の考え方及び達成度合いの判定方法
- ④ 目標の達成状況（未達成の場合は、原因分析と改善方策）
- ⑤ 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

4. 実績評価の実施手順

- (1) 政策所管課等は、実績評価を実施し、評価書案を作成する。
- (2) 各局課評価担当組織は、評価書案の一次審査を行う。
- (3) 政策評価室は、評価書案の二次審査を行う。
- (4) 政策評価室は、必要な手続を経て評価書を公表する。

(参考) 実施手順については、(参考4)「実績評価書の作成のための作業手順」を参照。

第3節 総合評価の実施

1. 総合評価の観点

総合評価は、基本計画第3章に定める評価の観点を踏まえて実施するとともに、次のような点についても留意する。なお、評価のテーマや評価対象の性質等によって評価の内容は一定のものではなく、必ずしもすべての内容が該当するものではない。

- (1) 政策・施策の効果の発現状況を様々な角度から具体的に明らかにする。
- (2) 政策・施策の直接的効果や因果関係、場合によっては、外部要因の影響についても掘り下げる分析を行い、さらに、波及効果（副次的効果）の発生状況及びその発生のプロセスなどについても分析する。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、政策・施策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析する。
- (4) 政策・施策の効果とそのために必要な費用（マイナスの効果や間接費用を含む。）を比較・検討する。また、国民にとってより効率的で質の高い代替案はないかについて検討する。

2. 総合評価の実施方法

総合評価は、次の3つの方法を基本として実施することとする。

- (1) 財務省自らが総合評価を行う。
- (2) 審議会や学識経験者等による研究会等で審議・検討を行う。
- (3) 外部研究機関等に委託する。

3. 総合評価書

- (1) 総合評価においては、テーマの設定や評価の実施方法等において様々な選択肢があることから、法第10条に規定される記載事項については網羅する必要があるものの、評価書の様式は特に定めないこととする。
- (2) 総合評価書の要旨は、上記(1)の総合評価書の概要を分かりやすく、原則として1枚にまとめたものとする。

4. 総合評価実施に向けた準備

総合評価は、その計画、情報・データの収集などの準備なども含め、評価に要する期間が長く、コストもある程度大きくなることが予想されることから、総合評価の必要性が生じると見込まれるテーマについては、あらかじめ情報・データの収集等の準備作業に努める。

第4節 規制に係る政策の事後評価の実施

1. 規制に係る政策の事後評価書

(1) 規制に係る政策の事後評価書は「規制の事後評価書の様式及び記載要領」(別紙18)を参考に、以下の事項について記載する。

- ① 規制の新設・改廃に係る法律又は政令等の名称
- ② 事前評価時の想定との比較
- ③ 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握
- ④ 考察

また、簡素化した評価手法を用いて事前評価を行った場合の事後評価書は「規制の事後評価書（簡素化）の様式及び記載要領」(別紙19)を参考に、以下の事項について記載する。

- ① 規制の新設・改廃に係る法律又は政令等の名称
- ② 事前評価時の想定との比較
- ③ 費用及び間接的な影響の把握
- ④ 考察

(2) 規制に係る政策の事後評価書の要旨は上記(1)の事後評価書の概要を分かりやすく簡潔にまとめる。

2. 事後評価の実施手順

- (1) 政策所管課等は、原則として事前評価書において記載した事後評価の実施時期に事後評価を実施し、事後評価書案及び要旨案を作成する。
- (2) 各局課評価担当組織は、事後評価書案及び要旨案の一次審査を行う。
- (3) 政策評価室は、事後評価書案及び要旨案の二次審査を行う。
- (4) 政策評価室は、必要な手続を経て事後評価書及び要旨を公表する。

第5節 租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施

1. 事後評価の内容

事後評価（租税特別措置等に係るものに限る。以下この節において同じ。）は、租税特別措置等に係る政策の事前評価の単位を踏まえ、適切な単位で、以下の内容により行うものとする。

(1) 分析対象期間

事後評価の分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

(2) 租税特別措置等の必要性等

- ① 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

② 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記①の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

(3) 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を把握するとともに、税収減を是認するような効果が確認されるかを説明する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報を用いて予測把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されたかをできる限り定量的に把握する。その際、上記(2)②の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

事後評価において、効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

(4) 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

(5) 評価結果の反映の方向性

事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを説明する。

2. 事後評価書

(1) 事後評価書は「租税特別措置等に係る政策の事後評価書の様式」（別紙20）を用い、以下の事項について記載することを基本とするが、必要に応じ適宜修正を加えるものとする。

① 政策評価の対象とした政策の名称

- ② 対象税目（政策評価の対象税目、上記以外の税目）
 - ③ 内容
 - ④ 担当部局
 - ⑤ 評価実施時期及び分析対象期間
 - ⑥ 創設年度及び改正経緯
 - ⑦ 適用期間
 - ⑧ 必要性等（政策目的及びその根拠、政策体系における政策目的の位置付け、達成目標及びその実現による寄与）
 - ⑨ 有効性等（適用数、適用額、減収額、効果、税収減を是認する理由等）
 - ⑩ 相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担、地方公共団体が協力する相当性）
 - ⑪ 有識者の見解
 - ⑫ 評価結果の反映の方向性
 - ⑬ 前回の事前評価又は事後評価の実施時期
- (2) 租税特別措置等に係る政策の事後評価書の要旨は、上記(1)の租税特別措置等に係る政策の事後評価書の概要を分かりやすく、原則として1枚にまとめたものとする。

3. 事後評価の実施手順

- (1) 事後評価の対象となる租税特別措置等に係る政策について、過去に当該租税特別措置等の要望を行った政策所管課等は、事後評価を実施し、評価書案及び要旨案を作成する。なお、実施に当たり、同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が関係する場合は、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。
- (2) 各局課評価担当組織は、評価書案及び要旨案の一次審査を行う。
- (3) 政策評価室は、評価書案及び要旨案の二次審査を行う。
- (4) 政策評価室は、必要な手続を経て評価書及び要旨を公表する。

第4章 学識経験者等の知見の活用に当たっての留意事項

第三者からの意見聴取等によるその活用に際しては、以下の点に留意することとする。

- (1) 第三者に専門知識の活用を期待するのか、チェック機能を期待するのか、また、どの程度の役割を期待するのかなど、第三者の活用についての基本的な考え方をあらかじめ明確にしておくとともに、コスト等についても十分に勘案した上で効率的な実施にも配慮すること。
- (2) 外部研究機関、コンサルタント等を活用する場合は、評価に用いる情報・データや前提条件、得られる結果などについて委託者である各担当部局が適切な説明を行うようすること。
- (3) 委託とする趣旨を踏まえて、外部研究機関等の専門調査研究機関としての地位を尊重すること。
- (4) 基本計画及び実施計画の策定、事前分析表及び評価書の作成に当たっては、財務事務次官の私的懇談会である「財務省政策評価懇談会」を開催して、外部有識者の意見を聞くこととする。

第5章 公表資料

1. 基本計画

「基本計画」を策定した場合には、速やかに公表する。

2. 事前評価に係る評価書

事前評価書を作成した場合には、速やかに、「要旨」とともに「事前評価書」を公表する。

3. 実施計画及び事前分析表

毎年、原則として3月末までに、「政策評価実施計画」及び「事前分析表」を公表する。「政策評価実施計画」においては、以下の計画を併せて公表する。

(1) 総合評価の実施計画（実施予定がある場合）

総合評価のテーマ等の具体的な内容を記載する。

(2) 規制に係る政策の事後評価の実施計画（実施予定がある場合）

規制の名称等の具体的な内容を記載する。

(3) 租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画

租税特別措置等の名称等の具体的な内容を記載する。

4. 事後評価に係る評価書

下記(1)については、毎年6月末を目途に「政策評価書」として、(2)については適時に「総合評価書」及び「総合評価書（要旨）」として、(3)については適時に「規制の事後評価書」及び「規制の事後評価書（要旨）」として、(4)については適時に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」及び「租税特別措置等に係る政策の事後評価書（要旨）」として公表する。

(1) 実績評価書

実績評価の結果、政策評価結果の政策への反映状況等を記載する。

(2) 総合評価書

総合評価の評価結果を記載する（参考文献等は大部となるため掲載しない。）。

(3) 規制に係る政策の事後評価書

規制に係る政策の事後評価の結果等を記載する。

(4) 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

租税特別措置等に係る政策の事後評価の評価結果等を記載する。

第6章 役割分担

1. 政策所管課等は、所管する政策について最も詳しい情報・データを有し、対応すべき行政課題を把握しやすいことから、実施計画案の策定並びに事前分析表案及び評価書案の作成を行う。

2. 各局課評価担当組織は、政策所管課等に次いで、政策所管課等の所管する政策について詳しい情報・データを有し、対応すべき行政課題を把握していると同時に、各局内に

においては、評価に関する知見・情報等を最も豊富に有し、評価の実施・運営における指導的立場にあると考えられる。このため、政策所管課等が策定した実施計画案、並びに作成した事前分析表案及び評価書案の一次審査や政策評価の結果の政策所管課等へのフィードバックなどの役割を担う。

3. 政策評価室は、各局課評価担当組織及び政策所管課等と一定の範囲で互いに牽制し合い、評価の客觀性・質の確保を図る必要がある。また、評価の計画的実施・定着を図るとともに、評価手法の研究開発、政策所管部局に対する情報提供等を行うことにより、政策所管部局の行う評価を補完・支援し、財務省全体の政策評価の取組を推進する。

事前評価書の様式例及び記載要領

1. 評価の対象とした事業等の名称

- ・ 評価の対象とした事業等の名称を記載する。
- ・ 「政策の目標」との関連を記載する。

2. 事業等の概要

- ・ 事業等を行うこととする背景等を記載する。
- ・ 事業等の実施期間を記載する。
- ・ 事業等の年度別事業費（予算額）を記載する。

3. 事業等の実施により達成しようとする目標

- ・ 事業等の実施により達成しようとする目標を具体的に記載する。
- ・ 事後の検証の実施時期及び実施方法を記載する。

4. 政策評価の観点及び評価結果

- ・ 総合的な評価及び使用する評価の観点ごとの評価を記載する。

(総合的評価)

(必要性)

(効率性)

(有効性)

(公平性)

(優先性)

5. 学識経験を有する者の知見の活用

- ・ 学識経験を有する者の知見を活用した場合には、得られた意見等を記載する。

規制の事前評価書の様式及び記載要領

法律又は政令の名称：_____

規制の名称：_____

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：_____

評価実施時期：_____

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

(例) * 以下(例)は、平成29年に事前評価を実施する場合

【規制の新設・強化】

○ …に関するベースライン

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
…	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※H28まで実績

※H29から推計

※ 平成25～28年度の数値は、「…統計」に基づき記載

※ 平成29～令和3年度の数値は、過去の推移に基づく推計値を記載

【規制の緩和・廃止】

○ …に関するベースライン

現状の…の規制については、…といった課題が明らかとなっている。…といった課題は今後も引き続き継続することから、現状の…をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[課題及びその発生原因]

①のとおり、このトレンドが継続するとした場合、今後も…による被害が生じることが想定される。

この原因是、…に求められ、一過性ではなく、恒久的なものと考えられる。

[規制以外の政策手段の内容]

原因を解決するに当たっては、…及び…などの政策手段が考えられるが、…及び…では、…との理由から十分な効果が見込まれないため、規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

当該規制は、…を目的に全ての…施設を対象に…の設置を義務付けるものとする。

当該規制は、…の観点から行う必要性があり、当該規制によって…といった効果が見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

[課題及びその発生原因]

…業務については、現在、年間〇万件以上…の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに…業務を行おうとする者にとっては、これらの要件が参入障壁となっている。

これまで安全性の確保の観点から年間〇万件以上の施工実績を要件としてきたが、…の技術開発により、現行の規制が過剰となったもの。

[規制緩和の内容]

適切な競争状況の確保、経済活性化のためには、…業務に係る規制を緩和又は廃止することが考えられるが、当該規制の廃止は、…のおそれがあることから妥当ではなく、当該規制を一定程度緩和した上、規制を継続することが適当である。

したがって、…を目的に、…業務については、…の要件を緩和し、…が年間〇百件以上の施工実績がある者に対して認めることとする。

当該規制緩和は、…の観点から行う必要があり、当該規制緩和により…といった効果が見込まれる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の対象となる…施設は、全国に〇施設ある。

当該規制を導入することにより、…施設に…の設置が義務付けられることから、1施設当たり□円（平均）の設置費用及び年間◇円の維持費用が生じるものと予想される。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●円（〇施設×□円+〇施設×◇円×5年）の遵守費用が生じると見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和することで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の対象となる…施設に対して、本規制に関する周知・広報を行う必要が生じる。

周知・広報先としては、…施設（〇施設）が見込まれる。

また、1施設当たりの広報費用（パンフレット、リーフレット、ポスターの作成）については、過去の同種・類似の事例に基づき、年間□万円が見込まれる。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●万円（〇施設×□万円×5年）の行政費用が生じると見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和により、①行政庁における…業務の増加及び②…のモニタリングに係る業務の増加が見込まれる。

①行政庁における…業務の増加

行政庁における…に係る業務は、1件当たり〇円の人工費単価が想定される。

また、…アンケートによると、年間□百件以上の施工実績がある者（△者。…時点）のうち、…業務を行いたいと回答した者は、△%であったことから、仮に●者（△者×△%）が新規参入した場合、行政庁における…業務が●件増加すると考えられる。

したがって、■万円（〇円×●件）が生じると見込まれる。

②…のモニタリングに係る業務の増加

…のモニタリングとして、…を行うこととする。当該モニタリングは、1件当たり△円の人工費単価が想定され、モニタリングの対象は、年間☆件程と考えられる。

なお、当該規制緩和は、施行後5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。
したがって、◆万円（▽円×☆件×5年）が生じると見込まれる。
以上から、▲万円（■万円+◆万円）の行政費用が生じると見込まれる。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

(例)

【規制の新設・強化】

…の調査によると、…による被害は、…を設置することにより、…を設定していない場合に比べて〇%低減できるとされており、現在の…による被害件数を基に試算すると、…施設に…の設置を義務付けることにより、年間で…件程度の被害が減少すると見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

…アンケートによると、年間〇百件以上の施工実績がある者（口者。…時点。）のうち、…業務を行いたいと回答した者は、△%であったことから、当該規制緩和により、…業務を行う者が●者（口者×△%）増加すると見込まれる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

(例)

【規制の新設・強化】

…によると、…による被害額は、1件当たりおよそ〇万円とされている。

また、⑤に記載のとおり、本規制の導入により、口件程度の被害が減少することが見込まれる。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、当該規制の便益は●万円（〇万円×口件×5年）と推計される。

【規制の緩和・廃止】

…によると、…業務を行う者1者あたり年間○百万円の経済効果が見込まれている。

また、⑤に記載のとおり、当該規制緩和により、…業務を行う者が□者増加することが見込まれる。

なお、当該規制緩和は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、当該規制緩和の便益は、●千万円（○百万円×□者×5年）と推計される。

(7) 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が前提となる。

（例）

【規制の緩和・廃止】

現行規制では、許可申請が必要とされており、行政書士による申請手続では1件3万円を要する。当該規制緩和により、●円（3万円×○件）の遵守費用の削減が見込まれる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

(8) 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

（例）

【規制の新設・強化】

…を対象に実施された「…に関するアンケート調査」によると、約○%が「本規制が導入された場合、…施設を閉鎖せざるを得ない」と回答していることから、本規制に伴う…施設の閉鎖が想定される。ただし、本規制の対象施設は、…補助金の対象となる等、支援策がとられることから、その影響は限定的と考えられる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和により、…業務を行うことが出来る者が増加することから、…の場合、…が生じるおそれが想定される。ただし、行政庁において…のモニタリングを行い、…が生じた場合は…により対応することから、その影響は限定的と考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- イ 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ロ 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ハ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

（例）

【規制の新設・強化】

当該規制の導入に係る費用は、遵守費用が〇円（上記③参照）、行政費用が口万円（上記④参照）が見込まれる。なお、副次的な影響及び波及的な影響として、…施設の閉鎖が想定されるが、その影響は限定的であると考えられる（上記⑧参照）。

一方、便益については、△万円（上記⑥参照）が見込まれる。

これら費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和に係る費用として、行政費用〇万円（上記④参照）が見込まれる。なお、副次的な影響及び波及的な影響として、…が生じるおそれが想定されるが、その影響は限定的と考えられる（上記⑧参照）。

一方、便益については、□万円（上記⑥参照）が見込まれる。

これら費用と便益を比べると便益が費用を上回ることから、当該規制緩和を行うことが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

収容人数…以上の…施設を対象に…の設置を義務付けるものとする。

[費用] (※ [費用] の記載は、③、④の記載例を参照)

- ・ 遵守費用

…

- ・ 行政費用

…

[効果（便益）] (※ [効果（便益）] の記載は、⑤～⑦の記載例を参照)

…

…

[副次的な影響及び波及的な影響] (※ [副次的な影響及び波及的な影響] の記載は、⑧の記載例を参照)

…

[費用と効果（便益）の比較] (※ [費用と効果（便益）] の比較は、⑨の記載例を参照)

…

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、規制案は高コスト・高効果、代替案は中コスト・低効果である。当該規制の目的を達成するためには、費用は大きいものの、得られる効果も大きい規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

【規制の緩和・廃止】

[代替案の内容]

…業務については、…の要件を緩和し、年間〇千件以上の施工実績がある者に対して認めることとする。

[費用] (※ [費用] の記載は、③、④の記載例を参照)

- ・ 遵守費用

…

- ・ 行政費用

…

[効果（便益）] (※ [効果（便益）] の記載は、⑤～⑦の記載例を参照)

…

…

[副次的な影響及び波及的な影響] (※ [副次的な影響及び波及的な影響] の記載は、⑧の記載例を参照)

…

[費用と効果（便益）の比較] (※ [費用と効果（便益）] の比較は、⑨の記載例を参照)

…

[規制緩和案と代替案の比較]

規制緩和案と代替案を比較すると、代替案の方が、行政費用は低いものの、得られる効果も低い。

当該規制緩和の目的と照らし合わせると、代替案と比べると行政費用は高いものの、得られる効果も高い規制緩和案を採用することが適当と判断し、規制緩和案を採用することとする。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(例)

当該規制案については、規制の検討段階において、事前評価を実施し…との協議（コンサルテーション段階）における資料として使用した。

また…審議会（〇年〇月〇日）において、規制内容について検討が行われた。

なお、当該規制案の評価に用いた…データについては、…調査結果（〇年）に基づき記載した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

(例 1)

当該規制については、施行から 5 年後（令和〇年）に事後評価を実施する。

(例 2)

当該規制については、…の一部を改正する法律案附則第 X 条において法施行後 Y 年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から Y 年後（令和〇年）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

(例)

【規制の新設・強化】

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 遵守費用
 - ①…施設における…設置費用
 - ②…施設における…維持費用
 - (把握方法：「…に関するアンケート調査」)
- ・ 行政費用
 - 行政庁における…経費
 - (把握方法：「…報告」)
- ・ 効果
 - ①…施設における…による被害件数
 - ②…施設における…による被害金額
 - (把握方法：「…統計」)
- ・ 副次的な影響及び波及的な影響
 - …施設の閉鎖件数
 - (把握方法：「…調査」)

【規制の緩和・廃止】

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 行政費用
 - ①行政庁における…業務の件数
 - ②…に係るモニタリング実施件数
 - ③…に係るモニタリング実施費用
 - (把握方法：「…に関するアンケート調査」)
- ・ 効果
 - ①…業務への新規参入者数
 - ②…業務への新規参入者の増加に伴う経済効果
 - (把握方法：「…統計」)
- ・ 副次的な影響及び波及的な影響
 - …
 - (把握方法：「…による…調査」)

規制の事前評価書（簡素化）の様式及び記載要領

法律又は政令の名称：_____

規制の名称：_____

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：_____

評価実施時期：_____

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げるi～viiのいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：_____

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p>規制の導入に伴い発生する費用が少額</p> <p>遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	<p>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているものの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行することとした規制であつ</p>

	<p>て、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5~10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

(例) * 以下(例)は、平成29年に事前評価を実施する場合

【規制の新設・強化】

○…に関するベースライン

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
…	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※H28まで実績

※H29から推計

※ 平成25~28年度の数値は、「…統計」に基づき記載

※ 平成29~令和3年度の数値は、過去の推移に基づく推計値を記載

【規制の緩和・廃止】

○…に関するベースライン

現状の…の規制については、…といった課題が明らかとなっている。…といった課題は今後も引き続き継続することから、現状の…をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[課題及びその発生原因]

②のとおり、このトレンドが継続するとした場合、今後も…による被害が生じることが想定される。

この原因是、…に求められ、一過性ではなく、恒久的なものと考えられる。

[規制以外の政策手段の内容]

原因を解決するに当たっては、…及び…などの政策手段が考えられるが、…及び…では、…との理由から十分な効果が見込まれないため、規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

当該規制は、…を目的に全ての…施設を対象に…の設置を義務付けるものとする。

当該規制は、…の観点から行う必要性があり、当該規制によって…といった効果が見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

〔課題及びその発生原因〕

…業務については、現在、年間〇万件以上…の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに…業務を行おうとする者にとっては、これらの要件が参入障壁となっている。

これまで安全性の確保の観点から年間〇万件以上の施工実績を要件としてきたが、…の技術開発により、現行の規制が過剰となったもの。

〔規制緩和の内容〕

適切な競争状況の確保、経済活性化のためには、…業務に係る規制を緩和又は廃止することが考えられるが、当該規制の廃止は、…のおそれがあることから妥当ではなく、当該規制を一定程度緩和した上、規制を継続することが適当である。

したがって、…を目的に、…業務については、…の要件を緩和し、…が年間口百件以上の施工実績がある者に対して認めることとする。

当該規制緩和は、…の観点から行う必要があり、当該規制緩和により…といった効果が見込まれる。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の対象となる…施設は、全国に〇施設ある。

当該規制を導入することにより、…施設に…の設置が義務付けられることから、1施設当たり口円（平均）の設置費用及び年間◇円の維持費用が生じるものと予想される。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●円（〇施設×口円+〇施設×◇円×5年）の遵守費用が生じると見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の対象となる…施設に対して、本規制に関する周知・広報を行う必要が生じる。

周知・広報先としては、…施設（○施設）が見込まれる。

また、1施設当たりの広報費用（パンフレット、リーフレット、ポスターの作成）については、過去の同種・類似の事例に基づき、年間□円が見込まれる。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●万円（○施設×□円×5年）の行政費用が生じると見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和により、①行政府における…業務の増加及び②…のモニタリングに係る業務の増加が見込まれる。

①行政府における…業務の増加

行政府における…に係る業務は、1件当たり○円の人工費単価が想定される。

また、…アンケートによると、年間□百件以上の施工実績がある者（△者。…時点）のうち、…業務を行いたいと回答した者は、△%であったことから、仮に●者（△者×△%）が新規参入した場合、行政府における…業務が●件増加すると考えられる。

したがって、■万円（○円×●件）が生じると見込まれる。

②…のモニタリングに係る業務の増加

…のモニタリングとして、…を行うこととする。当該モニタリングは、1件当たり△円の人工費単価が想定され、モニタリングの対象は、年間☆件程と考えられる。

なお、当該規制緩和は、施行後5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

したがって、◆万円（△円×☆件×5年）が生じると見込まれる。

以上から、▲万円（■万円+◆万円）の行政費用が生じると見込まれる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(例)

【規制の新設・強化】

…を対象に実施された「…に関するアンケート調査」によると、約〇%が「本規制が導入された場合、…施設を閉鎖せざるを得ない」と回答していることから、本規制に伴う…施設の閉鎖が想定される。ただし、本規制の対象施設は、…補助金の対象となる等、支援策がとられる事から、その影響は限定的と考えられる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和により、…業務を行うことが出来る者が増加することから、…の場合、…が生じるおそれがあるが想定される。ただし、行政庁において…のモニタリングを行い、…が生じた場合は…により対応することから、その影響は限定的と考えられる。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(例)

当該規制案については、規制の検討段階において、事前評価を実施し…との協議（コンサルテーション段階）における資料として使用した。

また…審議会（〇年〇月〇日）において、規制内容について検討が行われた。

なお、当該規制案の評価に用いた…データについては、…調査結果（〇年）に基づき記載した。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

(例 1)

当該規制については、施行 5 年後（令和〇年）に事後評価を実施する。

(例 2)

当該規制については、・・・の一部を改正する法律案附則第 X 条において法施行後 Y 年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から Y 年後（令和〇年）に事後評価を実施する。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

(例)

【規制の新設・強化】

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 遵守費用
 - ① … 施設における … 設置費用
 - ② … 施設における … 維持費用
 - (把握方法：「…に関するアンケート調査」)
- ・ 行政費用
 - 行政庁における … 経費
 - (把握方法：「…報告」)
- ・ 副次的な影響及び波及的な影響
 - … 施設の閉鎖件数
 - (把握方法：「…調査」)
- ・ 効果
 - ① … 施設における … による被害件数
 - ② … 施設における … による被害金額
 - (把握方法：「…統計」)

【規制の緩和・廃止】

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 行政費用
 - ① 行政庁における … 業務の件数
 - ② … に係るモニタリング実施件数
 - ③ … に係るモニタリング実施費用
 - (把握方法：「…に関するアンケート調査」)

- ・副次的な影響及び波及的な影響
 - ...
 - (把握方法：「…による…調査」)
- ・効果
 - ①…業務への新規参入者数
 - ②…業務への新規参入者の増加に伴う経済効果

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》
			《要望の内容》
			《関係条項》
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期： 分析対象期間：
7	創設年度及び改正経緯		
8	適用又は延長期間		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
			《政策目的の根拠》
		② 政策体系における政策目的の位置付け	
③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》		
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》		
10	有効性等	① 適用数	

		② 適用額	
		③ 減収額	
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		⑤ 税収減を是認する理由等	
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

＜記載要領＞

I 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

租税特別措置等について、新設、拡充又は延長の要望を行う際の事前評価を行う場合は、本様式により事前評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
 - 2 ① 「政策評価の対象税目」には、以下の内容を記載する。
 - ・ 政策評価の対象とした税目ごとに、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号に定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別
 - ・ 当該租税特別措置等の要望について、財務省主税局に提出する税制改正要望事項一覧及び総務省自治税務局に提出する地方税制改正要望事項総括表の要望番号
なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。
 - 2 ② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。
 - 3 「要望区分等の別」には、租税特別措置等の新設、拡充及び延長の別並びに単独、主管及び共管の別を記載する。
 - 4 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「現行制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の現行の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
 - ・ 「要望の内容」には、当該租税特別措置等に係る要望の内容を簡潔に記載する（例：適用期限を○年間延長し、令和○年○月○日までとする。）。
 - ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に關係する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、地方税法（昭和25年法律第226号）等の条項を記載する。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
 - 5 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：○○省○○局○○課）。
 - 6 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
 - 7 「創設年度及び改正経緯」には、拡充又は延長を要望する当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
 - 8 「適用又は延長期間」には、当該租税特別措置等の適用期間又は延長期間を記載する。
 - 9 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
 - ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 9② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。
- 当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 9③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。
- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。なお、これらは、要望する当該租税特別措置等の適用期間の最終年度までに達成すべきものを記載する（恒久措置を要望する場合には事後評価の実施が見込まれる3年から5年後に達成すべきものを記載する。）。
 - ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。
- 10① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。
- 算定根拠については、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報公表ガイドライン」という。）にのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。
- 10② 「適用額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。
- 算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。
- 10③ 「減収額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

10④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。
 - * 前記9①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、政策評価の対象とした租税特別措置等によってどのように達成されるか（されたか）について、可能な限り定量的に記載する。
 - * 前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記9③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。
 - * 拡充又は延長を要望しようとする場合、所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））の達成状況を可能な限り定量的に記載する。

また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

- ・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。

その際、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合の効果は推計によることとなり、拡充又は延長を要望しようとする場合には、推計に加え、過去の実績を把握することとなる。

租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても具体的に記載する。

10⑤ 「税収減を是認する理由等」には、上記10①から10④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、政策評価の対象とした租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

その際、上記10④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

11① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採ることが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

11② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（こうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

11③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

12 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、前回の事前評価又は事後評価を実施した時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

なお、新設要望の場合には、「-」を記載する。

総合評価の実施計画の様式

【着手予定のものの場合】

テーマ及び概要	実施期間
テーマの名称を記載する。 【概要】 当該テーマの背景や問題意識など、テーマの概要を記載する。	総合評価の実施予定期間を記載する。
【関連する「政策の目標」】 当該テーマが関連する「政策の目標」を記載する。	

【公表予定のものの場合】

テーマ名及び概要	実施期間
テーマの名称を記載する。 【概要】 当該テーマの背景や問題意識など、テーマの概要を記載する。	総合評価を開始した年度及び評価結果の公表予定を記載する。
【関連する「政策の目標」】 当該テーマが関連する「政策の目標」を記載する。	

規制に係る政策の事後評価の実施計画の様式

規制の名称等	①評価の実施時期 ②事後評価の方法
○○○ (条項) ○○法第○条	①○年度 ②○○方式

租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画の様式

1. 評価方法

2. 評価対象

租税特別措置等の名称等	①創設年度 ②適用期限
○○○ (○○税) (条項) 租税特別措置法第○条	①○年度 ②○年○月○日

事前分析表（総合目標）の様式

(財務省 ○総○)

○ 総合目標○ :

総合目標の内容及び 目標設定の考え方	
-----------------------	--

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」	

関連する内閣の基本方針	
-------------	--

テーマ	
取組内容	

定量的な測定指標						
	年度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度目標値
	目標値					
	実績値					

	(目標値の設定の根拠)				
定性的な測定指標					
	(指標の内容)				
	(指標の設定の根拠)				
今回廃止した測定指標とその理由					
参考指標					
総合目標に係る予算額	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度当初	令和〇年度行政事業レビュー番号
	合計				
担当部局名			政策評価実施予定時期		

事前分析表（総合目標）の記載要領

別紙 9

(財務省 ○総○)

○ 総合目標○ :

目標番号及び目標を記載する。

政策評価の実施要領第1章1.(2)①に基づき、その政策（「財政」等）について「省として当面取り組んでいる大きなテーマ」を国民に示すものとの位置付けに鑑み、内閣の基本的な方針を踏まえ、中期かつ大局的な視点で財務省として取り組む大きなテーマを記載する。また、国民に分かりやすいものとなるよう訴求力のあるキーワードを盛り込むよう努める。

総合目標の内容及び目標設定の考え方

その総合目標を設定した意図、理由を明確かつ簡潔に記載する。

記載に当たっては、次の点に留意する。

- (1) いつまでに、何について、どのようなことを実現するのかという観点からの記載に努める。下記の「関連する内閣の基本方針」と財務省の取組の関係について代表的なものを説明し、当該方針において目標年限及び目標値が設定されている場合には、当該方針を踏まえた目標及び取組内容を記載する。
- (2) 東日本大震災等への対応に係る取組で計画期間内に実施予定のものについては、必ず記載する。なお、当該取組内容は、実施計画に別紙として財務省全体分を取りまとめて掲載する予定。

上記の「総合目標」を達成するための「テーマ」

総○-1 : . . .

テーマの整理番号及び見出しを記載する。「○○により△△を目指す」、

総○-2 : . . .

「○○のため□□を維持する」等、総合目標を達成するための取組が分かる記載とする。

総○-3 : . . .

関連する内閣の基本方針

その総合目標に関連する所信表明演説、施政方針演説、財政演説及び重要な閣議決定などのうち原則として計画期間前の直近1年間の主なものについて、その名称等を記載する。

(関連する内閣の基本方針がない場合は、「該当なし」と記載する。)

- 「第○回国会 総理大臣施政方針演説」（令和○年○月○日）
- 「第○回国会 財務大臣財政演説」（令和○年○月○日）
- 「経済財政運営と改革の基本方針」（令和○年○月○日閣議決定）

テーマ

総〇-1 : · · ·

テーマの整理番号及び見出しを記載する。

取組内容

各テーマに係る取組内容を簡潔に記載する。
東日本大震災等への対応に係る取組で計画期間内に実施予定のものについては、必ず記載する。当該取組内容は、実施計画に別紙として財務省全体分を取りまとめて掲載する予定。
ただし、その目標を構成するテーマが一つの場合には「目標設定の考え方と同じ」の表現で構わない

定量的な測定指標

[主要] 総〇1-A-1 : · · · (単位 : · · ·)	年度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度目標値
	目標値	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
表の理解に説明を要する場合は注記する	実績値	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

(注) △△に対する□□の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。

(出所) 「〇〇統計月報」(令和〇年〇月 〇〇局〇〇課 (<https://...>))

(目標値の設定の根拠)

指標を設定した意図や理由及び目標値の設定根拠を具体的に記載する。

測定指標に用いられる統計・データの出所を脚注に明示する。財務省ウェブサイトに掲載されているものについては、URLを付記する。

[主要] 総〇1-A-2 : · · · …[新] (単位 : · · ·)	新たに測定指標を設定した場合には、当該指標の末尾に「新」と付記する。	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度目標値
		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	実績値	〇〇	〇〇	〇〇	N. A.

(注) 令和〇年度の実績値は、令和〇年〇月に確定し、令和〇年度の実績評価書に記載します。

(出所) 「〇〇統計月報」(令和〇年〇月 〇〇局〇〇課 (<https://...>))

(目標値の設定の根拠)

直近の実績値が未集計の場合は「N. A.」とした上で、確定時期と公表方法について注記する。

定性的な測定指標

[主要]総〇1-B-1 : …

総合目標の定性的な測定指標は全て「主要なもの」とし、[主要]と付記する。

(指標の内容)

定性的な目標を記載する。目標設定の際は、可能な限り目標達成度合いを判定する基準をあらかじめ具体的に明示する。

(指標の設定の根拠)

指標を設定した意図や理由を具体的に記載する。

今回廃止した測定指標とその理由

測定指標を廃止した場合には、指標名と廃止理由を記載する。

(廃止指標がない場合は、「該当なし」と記載する。)

○参考指標 1 「・・・」

(<https://...>)

○参考指標 2 「・・・」

(<https://...>)

目標の達成度の判断材料とはしないが、そのテーマの実施状況を把握するための参考指標を設定する場合には、下記の点について検討する。

- ① 「参考指標」のうち目標値を設定できるものについては、可能な限り測定指標化を検討する。
 - ② 評価書の見やすさ、わかりやすさ等の観点から、施策の実施状況の把握や、評価との関連性が薄い参考指標がある場合には、その廃止を検討するとともに、同種の参考指標を設定している場合は統合を検討する。
 - ③ 参考指標として設定したデータ・統計について、財務省ウェブサイトに掲載されているものについては、URLを付記する。
- (参考指標がない場合は、「該当なし」と記載する。)

参考指標

当該年度分より前の総合目標に係る予算額は、補正予算書（組織別事項別内訳）に記載されている「改令和〇年度予算額」を記載する。※補正予算が編成されていない場合には、当初予算書（組織別事項別内訳）に記載されている「令和〇年度要求額」を記載する。

当該年度分（※）の総合目標に係る予算額は、当初予算書（組織別事項別内訳）に記載されている「令和〇年度要求額」を記載する。
※当該年度とは事前分析表作成年度を指す（例えば令和〇年度事前分析表であれば、令和〇年度）。

総合目標に係る予算額	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度当初	令和〇年度行政事業レビュー番号
(項) 〇〇〇費 予算書の項の単位で記載する。	〇〇〇千円				総合目標に係る予算額がない場合には、「上記の総合目標に関連する予算額はありません。」と記載する。
					当初予算書（組織別事項別内訳）に記載されている「事項名」を記載する。
(事項) 〇〇〇費 内 〇〇〇費用 行政事業レビューに対応する場合は事業名に対応する費目を記載する。	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円	
内 〇△×費用	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円	(注2)
予備費を使用している場合は、上記には含めず、注記に明示する。また、一般会計と特別会計間の繰入れを計上している場合は、その旨を注記に明示する。	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円	(注2)
合計	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円	

(注1)「総合目標に係る予算額」の欄中には、総合目標〇に係る予算額を記載しています。

(注2) 総合口座に係る計算書」表の(2)によれば、総合口座に係る計算書と記載します。

担当部局名	○○局（○○課）	政策評価実施予定時期	令和○年 6 月
-------	----------	------------	----------

政策評価担当組織等を記載する

事前分析表（政策目標）の様式

(財務省 ○政〇一〇)

○ 政策目標〇一〇 :

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	
-----------------------	--

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
-----------------------	--

関連する内閣の基本方針	
-------------	--

施策	
取組内容	

定量的な測定指標	年度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度目標値
	目標値				
	実績値				
(目標値の設定の根拠)					

定性的な測定指標

(令和〇年度目標)

(目標の設定の根拠)

今回廃止した測定指標とその理由

参考指標

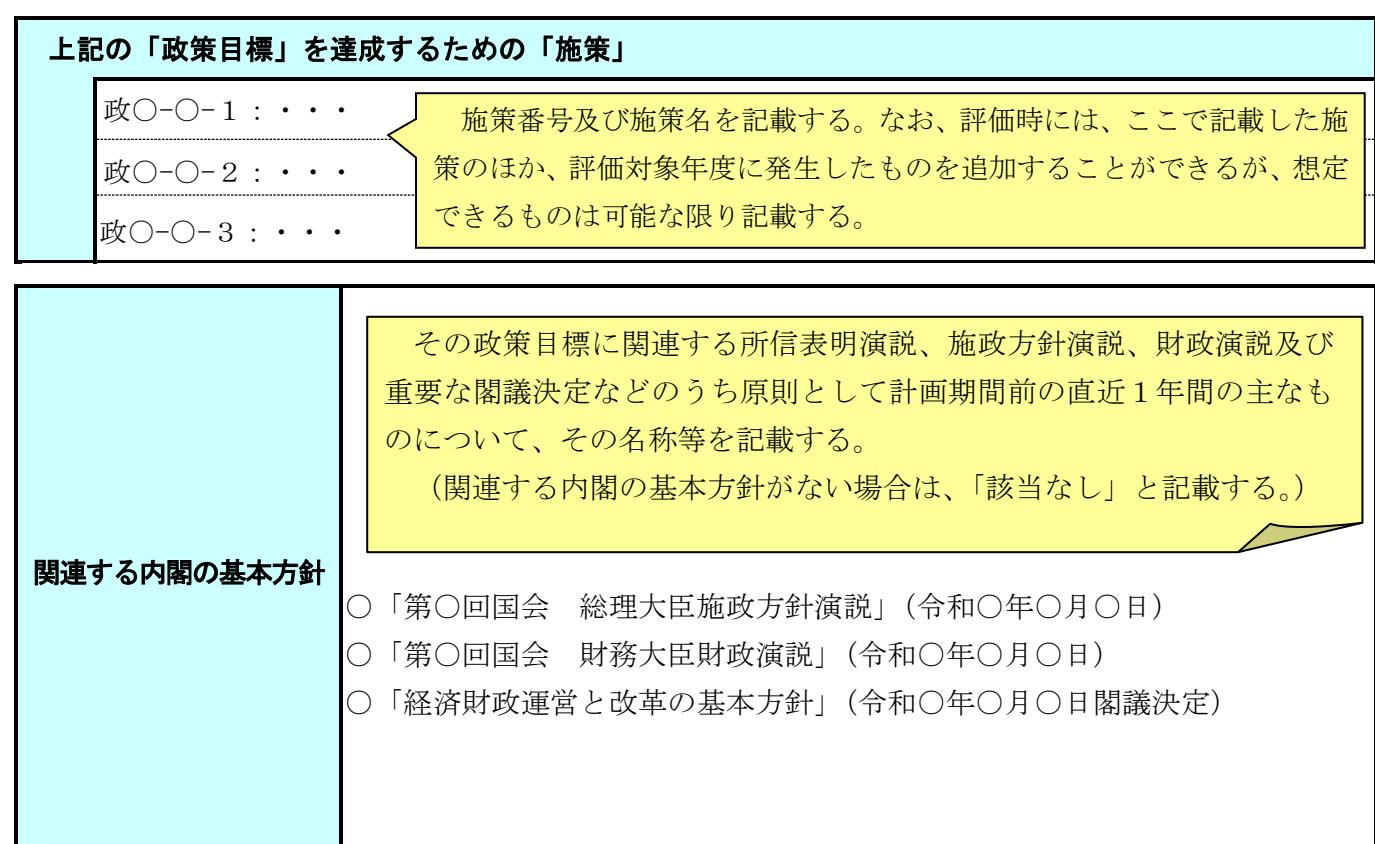
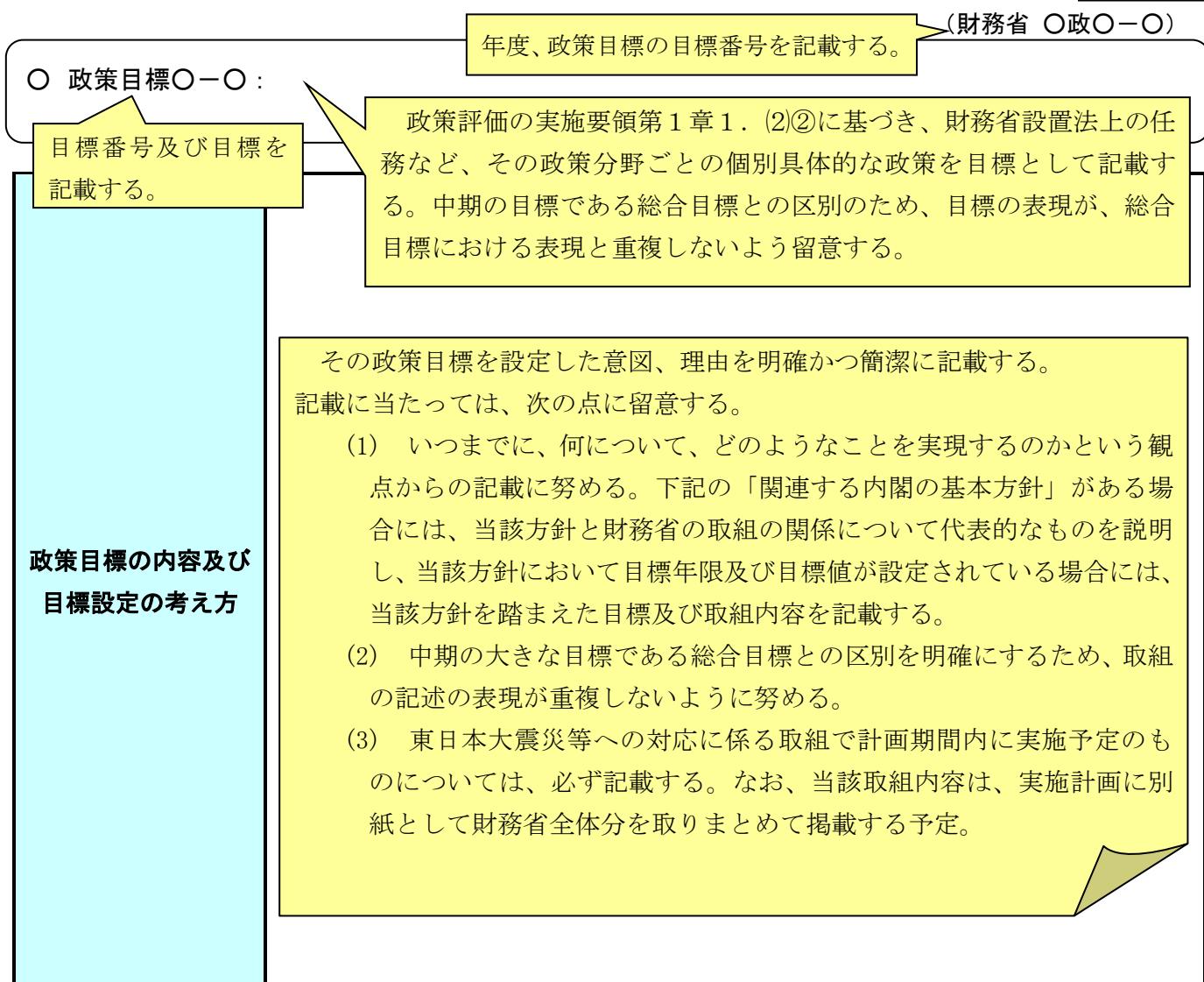
政策目標に係る予算額	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度当初	令和〇年度行政事業レビュー番号
合計					

担当部局名

政策評価実施予定期

事前分析表（政策目標）の記載要領

別紙 11



施策	政〇一〇一 : ...	施策番号及び施策名を記載する。						
		各施策の取組内容について、その概要を明確かつ簡潔に記載する。 東日本大震災等への対応に係る取組で計画期間内に実施予定のものについては、必ず記載する。当該取組内容は、実施計画に別紙として財務省全体分を取りまとめて掲載する予定。						
取組内容	施策ごとに、測定指標を一つ以上設定する。なお、設定した測定指標のうち施策ごとに一つ以上を「主要なもの」とし、[主要]と付記する。 記載に当たっては、次の点に留意する。 ① 測定指標は可能な限り定量的測定指標の設定に努めることとするが、それが困難な場合は定性的測定指標を設定する（両方を設定してもよい。）。 ② 関連する内閣の基本的な方針で目標年限及び目標値が設定されている場合には、定量的測定指標として設定する。							
定量的な測定指標								
[主要] 政〇一〇一-A-1 : ... (単位 : ...)	年度 目標値	令和〇年度 〇〇	〇年度 〇〇	〇年度 〇〇	〇年度 〇〇	〇年度 〇〇	〇年度目標値 〇〇	
表の理解に説明を要する場合は注記する		実績値 〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
(注) △△に対する□□の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。 (出所) 「〇〇統計月報」（令和〇年〇月 〇〇局〇〇課 (https://...)） (目標値の設定の根拠)								
測定指標に用いられる統計・データの出所を脚注に明示する。財務省ウェブサイトに掲載されているものについては、URLを付記する。								
指標を設定した意図や理由及び目標値の設定根拠を具体的に記載する。 目標値については適切な値となっているか毎年度見直し、過去2～3年にわたり実績値が目標値を上回っている測定指標については、目標値の引き上げや、役割を終えた測定指標の廃止、新たな測定指標を設定する等の検討を行う。								
[主要] 政〇一〇一-A-2 : ... … [新] (単位 : ...)	年度 新たに測定指標を設定した場合には、当該指標の末尾に[新]と付記する。	令和〇年度 〇〇	〇年度 〇〇	〇年度 〇〇	〇年度 〇〇	〇年度 〇〇	〇年度目標値 〇〇	
	実績値 〇〇	〇〇	〇〇	N. A.				
(注) 令和〇年度の実績値は、令和〇年〇月に確定し、令和〇年度の実績評価書に記載します。 (出所) 「〇〇統計月報」（令和〇年〇月 〇〇局〇〇課 (https://...)） (目標値の設定の根拠)								
直近の実績値が未集計の場合は「N. A.」とした上で、確定時期と公表方法について注記する。								

定性的な測定指標

政〇-O1-B-1 : …

(令和〇年度目標)

定性的な目標を記載する。目標設定の際は、可能な限り目標達成度合いを判定する基準をあらかじめ具体的に明示する。

(目標の設定の根拠)

指標を設定した意図や理由を具体的に記載する。

今回廃止した測定指標とその理由

測定指標を廃止した場合には、指標名と廃止理由を記載する。

(廃止指標がない場合は、「該当なし」と記載する。)

○参考指標 1 「・・・」

(<https://...>)

○参考指標 2 「・・・」

(<https://...>)

目標の達成度の判断材料とはしないが、その施策の実施状況を把握するための参考指標を設定する場合には、下記の点について検討する。

- ① 「参考指標」のうち目標値を設定できるものについては、可能な限り測定指標化を検討する。
 - ② 評価書の見やすさ、わかりやすさ等の観点から、施策の実施状況の把握や、評価との関連性が薄い参考指標がある場合には、その廃止を検討するとともに、同種の参考指標を設定している場合は統合を検討する。
 - ③ 参考指標として設定したデータ・統計について、財務省ウェブサイトに掲載されているものについては、URLを付記する。
- (参考指標がない場合は、「該当なし」と記載する。)

参考指標

政策目標に係る予算額	令和〇年度	〇年度	〇年度	度当初 令和〇年度行政事業レビュー番号
(項) ○〇〇費 予算書の項の単位で記載する。	〇〇〇千円			政策目標に係る予算額がない場合には、「上記の政策目標に関連する予算額はありません。」と記載する。
(事項) ○〇〇費 内 ○〇〇費用 行政事業レビューに対応する場合は事業名に対応する費目を記載する。 内 ○△×費用	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円 (注2)
予備費を使用している場合は、上記には含めず、注記に明示する。また、一般会計と特別会計間の繰入れを計上している場合は、その旨を注記に明示する。	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円 (注2)
合計	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円

(注1)「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標〇一〇に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	〇〇局 (〇〇課)	政策評価実施予定期	令和〇年 6 月
-------	-----------	-----------	----------

政策評価担当組織等を記載する。

評価マニュアル

I 総合目標

1. 評価の指針

総合目標は、財務省として、現在、どのようなテーマに取り組んでいるかを国民に分かりやすく説明するとともに、その進捗状況の評価を行うための目標とし、目標設定に当たっては、国民に分かりやすく説明するため訴求力のあるキーワード（例えば「歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む」というような文言）を用いながら、内閣の基本的な方針等、財務省として、当面、重点的に取り組むべきテーマを盛り込むよう努める。また、目標の記載上の表現は、可能な限り、政策目標の表現と重複しないよう留意するものとする。

このような設定方針を踏まえ、測定指標の達成状況に外部環境などの事情を含めた総合的判断を行い、最終的に達成すべき目標の進捗状況について、財務省としての現状認識を国民に説明する観点により、評価する。したがって、総合目標については、目標が最終的に達成された場合に「S 目標達成」と評価され得るものであり、その段階としては順調な進捗を示しているという場合には「A 相当程度進展あり」と評価する。

2. 定量的測定指標の達成状況の判定基準及び記載方法

(1) 目標値及び実績値の記載

その指標に係るテーマについての最終目標年限における最終目標値を「目標値」とした上で、直近4年度分の実績値をモニターとして記載する。ただし、指標の性格に応じて適切な変更を加えて差し支えない。

(2) 「達成度」の判定及び記載

最終目標年限とそれ以外のもので区分した上で、達成度欄に、次の要領で達成度表示を記載。

(最終目標年限のもの)

イ 実績値が目標値以上（減数目標の場合は目標値以下）となった場合：「○」
最終目標達成の場合に「○」とする。

ロ 目標最終年限において、実績値が目標値未満であるが目標値との差が僅差であった場合：「△」

僅差とは、原則として次のとおりとする。

① 目標値が割合である場合：実績値と目標値と差が1%以下である場合

② 目標値が件数等の数値である場合：実績値と目標値の差が、目標値の1%以下である場合

ただし、これにより難い場合は、指標の特性を踏まえ、実質的に目標値に達していると考えられる水準を個別に定めて、判断する。

ハ 実績値が目標値未満（減数目標の場合は目標値超過）となった場合（上記口に該当する場合を除く。）：「×」

ただし、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で「目標値の設定の根拠」の下方に「達成度の判断基準」として事情を説明する方法も認められる。

二 評価書作成時点で実績値が集計できない場合：「－」

可能な限り、推計値等により暫定的な判定を行うこととし（その旨注記）、確定値が判明した後、必要に応じて判定を変更する。政策目標の達成状況の評価結果の変更となった場合には、変更について、集計後最初に開催する財務省政策評価懇談会で意見を聴くこととする。評価結果の変更がない場合は、集計後、速やかに、財務省ウェブサイトで公表している資料の修正を行うとともに、次年度の政策評価書においてその数値を記載する。

暫定的な判定が不可能な場合には、評価書作成時には「－」と記載した上で、集計後、必要に応じて、集計結果を基にした政策目標の達成状況の評価結果を変更する。この場合には、変更について、集計後最初に開催する財務省政策評価懇談会で意見を聴くこととする。評価結果の変更がない場合は、集計後、速やかに、財務省ウェブサイトで公表している資料の修正を行うとともに、次年度の政策評価書においてその数値を記載する。

なお、これらのものについては、評価書作成時点で集計可能な指標への変更を検討するものとする。

（最終目標年限以外のもの）

イ 評価対象年度末時点において進捗が順調である場合：「□」

ただし、事前分析表において評価対象年度末時点の目標を明確に定めており、実績値が目標値以上（減数目標の場合は目標値以下）となった場合に限り、「○」とすることができます。

ロ 評価対象年度末時点において進捗が僅少もしくは前年度から全く進んでいない場合、又は目標値未満（減数目標の場合は目標値超過）の場合：「×」

ただし、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「□」とした上で「目標値の設定の根拠」の下方に「達成度の判断基準」として事情を説明する方法も認められる。

ハ 評価書作成時点で実績値が集計できない場合：「－」

最終目標年限の「ニ 評価書作成時点で実績値が集計できない場合」に準じる。

（3）設定根拠の記載

指標の設定根拠欄には、そのテーマの達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由及び目標値の設定根拠を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

併せて、データの出所や必要な注記を記載する。

3. 定性的測定指標の達成状況の判定基準及び記載方法

(1) 目標値及び実績値の記載

原則として、そのテーマにおいて最終的に達成すべき内容をその測定指標の「目標」とし、「指標の内容」欄に簡潔に記載する。

(2) 「達成度」の判定及び記載

最終目標年限とそれ以外のもので区分した上で、達成度欄に、次の要領で達成度表示を記載。

(最終目標年限のもの)

原則として「○」又は「×」の表示に努め、「△」は例外的なものとする。

イ 目標を達成した場合：「○」

最終目標達成の場合に「○」とする。

ロ 目標最終年限において、目標に近い状況にはあるが、達成したとまでは言えない場合：「△」

例えば、「速やかな公表を行います」という目標を設定し、対象事案が10あるところ、例年事実発生後数日以内に処理してきたが、1件について事務多忙等のために10日後の公表となつたような場合、他の9件は問題なく、当該1件も「速やかな」をわずかに遅れているといえる程度であり、その遅れで大きな支障が発生したということもないのであれば、「×」ではなく「△」とする。

ハ 目標を達成しなかった場合（上記ロに該当する場合を除く。）：「×」

(最終目標年限以外のもの)

イ 評価対象年度末時点において進捗が順調である場合：「□」

ただし、事前分析表において評価対象年度末時点の目標を明確に定めており、目標を達成した場合に限り、「○」とすることができます。

ロ 評価対象年度末時点において進捗が僅少もしくは前年度から全く進んでいない場合、又は目標を達成しなかった場合：「×」

(3) 設定根拠の記載

「指標の設定の根拠」欄には、そのテーマの達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

4. 測定指標が主要なものであるか否かの表示

テーマごとに、測定指標を一つ以上設定し、設定した測定指標のうち一つ以上を「主要なもの」とする。なお、総合目標においては、定性的な測定指標は全て「主要なもの」とする。

5. 総合目標の評価方法

(1) テーマごとの評定（以下「テーマについての評定」という）

総合目標においては、施策の設定は行わないが、一つの総合目標に複数のテーマを盛り込んだ場合にはテーマごとに評定を行うこととする。

（注）例えば、令和3年度評価書の総合目標3は「適切な国債管理政策を実施する」、「財政投融資を適切に活用する」、「国有財産の有効活用を推進する」及び「国庫金の適正な管理を行う」の4つのテーマが盛り込まれていることとなる（同書「評価の理由」欄参照）。

その目標を構成するテーマごとに、対応する測定指標を踏まえた達成状況（以下「テーマ評定」という。）を記載する（対応する測定指標の番号を明記）。

テーマ評定は、総合目標自体に対するものと同じ5段階の評語で評定し、総合目標自体についての評定と区別するため符号は小文字（s+、s、a、b、c）で表記する。

なお、テーマについての評定にあっても測定指標の達成状況をベースとするが、設定された測定指標の内容に応じ、中期的な評価を行う総合目標の趣旨に鑑み、当該目標に係る外部環境などの事情を含めた総合的判断による場合もあるものとする。

具体的には下記の基準による。

イ 「s+ 目標超過達成」

次の①及び②の要件をともに満たす場合にこの評定とする。

① テーマに係る主要な測定指標の実績（値）に、目標（値）を大幅に上回っているものがあること。

a 定量的測定指標の場合

「実績値が目標値の120%を超過している場合」には「大幅に上回っている」ものとする。これにより難い場合には、その指標の特性を踏まえ、目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに越える水準を個別に定めて、判断する。

b 定性的測定指標の場合

その指標の特性を踏まえ、目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに越える水準を考慮して判断する。

原則として上記に該当する測定指標が一つでもあれば「s+」に該当することとなる（併せて下記②の要件を満たす場合）が、主要な測定指標が多数ある中でこれに該当するものがごく一部であって全体として「s 目標達成」というべきものである場合又は測定指標以外に重要な考慮すべき事情がある場合には、適切な理由を付して「s 目標達成」と評定することができる。ただし、この場合、上記に該当する測定指標についての超過要因分析は行う必要がある。

要件①については、その年度の進捗度合いではなく、最終目標を基準に判断する。目標年度から大幅に前倒しして達成した場合（例えば5年間で達成しようとしたものを3年で達成した場合など）も要件①に該当する。

② テーマに係る測定指標の全てが「○」であること。

「s+」の評定に該当する場合には、次のような観点から、大幅に上回った要因を分析する。なお、当然ながら、適切な範囲内の担当者の努力等によって超過達成となった場合には、肯定的な分析を行うこととする。

- ・ 測定指標の特性に応じた適切な水準（定量的指標の場合）又は適切な内容（定性的指標の場合）の目標が設定されていたか（目標が低すぎなかつたかなど）。
- ・ 目標（値）達成に向けて過大な資源が投入されていないか。

□ 「s 目標達成」

次の①から③までに掲げる要件の全てを満たす場合にこの評定とする。

① テーマに係る主要な測定指標の実績（値）に、目標（値）を大幅に上回っているもの（上記イ①に準ずる）がない。

② テーマに係る測定指標の全てが「○」である。

③ 測定指標以外の事情として「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。

例えば、次のような場合に、「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情があると判断されることが、あり得る。

- 一 測定指標の内容に含まれない部分で当該テーマを実現するに当たって適切でない事情や不十分な事実があるような場合
- 二 当該テーマに関するマクロ経済情勢などが好ましくない状況であって、そのテーマについて「s 目標達成」とすることは財務省の立場として問題があると判断されるような場合

ただし、そのテーマについての最終的な目標を達成した場合とすることに留意する。当該年度末時点での進捗状況が想定どおりであったことをもって「s 目標達成」とはしない。

ハ 「a 相当程度進展あり」

次の①及び②の要件とともに満たす場合にこの評定とする。

① テーマに係る主要な測定指標が全て「○」、「□」又は「△」である。

目安としては、そのテーマについての評価対象年度末時点での進捗状況が、概ね想定どおりのレベルかこれに近い状態にある場合とする。

- ② テーマに係る測定指標に一つでも「□」、「△」又は「×」があるか、全ての測定指標が「○」で上記③の事情がある又はただし書きに該当する。

測定指標以外の事情として「a 相当程度進展あり」と言い難い特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「b 進展が大きくない」と評定することができる（上記②に該当する以上「s 目標達成」とは評定できない。）。

二 「b 進展が大きくない」

次の①及び②の要件をともに満たす場合にこの評定とする。

- ① テーマに係る主要な測定指標に一つでも「×」があること。

- ② 下記ホに該当しないこと。

測定指標以外の事情として「b 進展が大きくない」と言い難い特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「c 目標に向かっていない」と評定することができる（主要な測定指標に「×」がある以上「a 相当程度進展あり」とは評定できない。）。

ホ 「c 目標に向かっていない」

主要な測定指標の実績（値）（その施策に係る主要な測定指標が複数ある場合には、その半数以上のもの）が、目標（値）から大きく乖離している場合に、この評定とする。

「大きく乖離している場合」とは、そのテーマについての評価対象年度末時点での進捗状況が、前年度から全く進んでいないなど、もはや当該目標をそのまま維持することは適当ではなく、廃止又は抜本的に見直さざるを得ないような場合が考えられる。

なお、これに該当する場合には、目標に向かっていないこととなった要因を分析する。また、そのテーマについて、その抜本的な見直しを含めた対応を検討することとし、遅くとも、次回実施計画にはその検討結果を反映させる。

(2) 「総合目標」についての評定

総合目標についての評定においては、その特性に鑑み、上記(1)のとおり中期的視点から見た判断を行うが、このような判断はテーマごとの評定において行い、当該総合目標全体についての評定においては、政策目標の場合と同様、テーマご

との評定の結果との論理的な整合を図るものとする（テーマごとの評定を行わない場合には、当該総合目標全体についての評定を上記(1)の方法で実施する。）。

テーマごとの評定を総合して、政策目標全体の達成状況を評定する。

具体的には下記の基準による。

イ 「S+ 目標超過達成」

テーマ評定が「S+ 目標超過達成」又は「S 目標達成」であり、かつ、一つ以上のテーマ評定が「S+ 目標超過達成」である場合。

例 テーマ1 S 目標達成
テーマ2 S 目標達成
テーマ3 S+ 目標超過達成

ただし、「S+ 目標超過達成」とされたテーマが一部にとどまり、かつ、他のテーマの重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「S 目標達成」とすることができる。

ロ 「S 目標達成」

テーマ評定が全て「S 目標達成」である場合。

例 テーマ1 S 目標達成
テーマ2 S 目標達成
テーマ3 S 目標達成

ハ 「A 相当程度進展あり」

テーマ評定が全て「A 相当程度進展あり」である場合又は「S 目標達成」と「A 相当程度進展あり」である場合。

例1 テーマ1 A 相当程度進展あり
テーマ2 A 相当程度進展あり
テーマ3 A 相当程度進展あり

例2 テーマ1 S 目標達成
テーマ2 A 相当程度進展あり
テーマ3 S 目標達成

ニ 「B 進展が大きくない」

テーマ評定の中に「B 進展が大きくない」があり、かつ、「C 目標に向かっていない」がない場合。

例 1 テーマ 1 s 目標達成
テーマ 2 s 目標達成
テーマ 3 b 進展が大きくない

例 2 テーマ 1 a 相当程度進展あり
テーマ 2 a 相当程度進展あり
テーマ 3 b 進展が大きくない

ただし、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他のテーマの重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A 相当程度進展あり」とすることができる。

ホ 「C 目標に向かっていない」

テーマ評定の中に「c 目標に向かっていない」がある場合。

例 1 テーマ 1 s 目標達成
テーマ 2 s 目標達成
テーマ 3 c 目標に向かっていない

例 2 テーマ 1 a 相当程度進展あり
テーマ 2 a 相当程度進展あり
テーマ 3 c 目標に向かっていない

ただし、「c 目標に向かっていない」とされたテーマが一部にとどまり、かつ、他のテーマの重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「B 進展が大きくない」とすることができる。

なお、「総合目標」が「C 目標に向かっていない」と評定される場合には、目標に向かっていないこととなった要因を分析する。また、当該「総合目標」について、その抜本的な見直しを含めた対応を検討することとし、遅くとも、次回実施計画にはその検討結果を反映させる。

(3) 「政策の分析」の記載方法

「評価の理由」を踏まえ、当該総合目標に係る政策について、必要性、有効性、効率性、その他政策の特性に応じ公平性、優先性の観点から、分析する。

記載に当たっては、最終的に達成すべき目標と評価対象年度末の進捗状況との関係を踏まえたものとするよう留意する。

イ 必要性の観点

- ・ 法的根拠や政府全体の方針、社会的な要請等から、その政策を実施することが妥当であるか。
- ・ 行政関与の在り方は妥当か（行政が担う必要があるか）。 等

□ 有効性の観点

- ・ テーマについて、想定された効果が上がっているか。
- ・ 年度の途中で状況の変化があった場合に、適切に対応できたか。 等

ハ 効率性の観点

- ・ テーマの実施に要した費用は妥当な範囲だったか。
- ・ I T の活用等効率化や簡素化に取り組んでいるか。

ニ 公平性の観点

- ・ テーマの目的に照らした政策の効果の受益や費用の負担の帰属先の設定を行い、これらが公平に分配されているか。
- ・ 実際に設定どおりの帰属先に分配されているか。 等

ホ 優先性の観点

- ・ 上記の4つの観点からの評価を踏まえ、財務省の他の政策よりも優先すべきものであるか。 等

II 政策目標

1. 評価の指針

政策目標は個別具体的な政策についての目標とし、当該年度において、当初設定した年度末時点の目標を達成したかどうかの検証を中心とした、具体的な実績の評価を行う。

政策評価は、評価すること自体が最終目標なのではなく、P D C Aサイクルの一環として、課題を明らかにして改善を図り、より良い形での政策実現につなげるために行うものであるとの認識の下、可能な限り測定指標の達成度を基礎とし、目標を達成したといえる場合には「S」又は「S+」にするとともに、主要な指標が×になるなど目標に大きく届かなかった場合には「B」又は「C」とすることで、メリハリのある評定に努めることとする。

2. 定量的測定指標の達成状況の判定基準及び記載方法

(1) 目標値及び実績値の記載

様式に従って各年度分の目標値及び実績値を記載。

(2) 「達成度」の判定及び記載

達成度欄に、次の要領で達成度表示を記載。

イ 実績値が目標値以上（減数目標の場合は目標値以下）となった場合：「○」

ロ 実績値が目標値未満であるが目標値との差が僅差であった場合：「△」
僅差とは、原則として次のとおりとする。

① 目標値が割合である場合：実績値と目標値と差が1%以下である場合

② 目標値が件数等の数値である場合：実績値と目標値の差が、目標値の1%以下である場合
ただし、これにより難い場合は、指標の特性を踏まえ、実質的に目標値に達していると考えられる水準を個別に定めて、判断する。

ハ 実績値が目標値未満（減数目標の場合は目標値超過）となった場合（上記□に該当する場合を除く。）：「×」

ただし、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で「目標値の設定の根拠」の下方に「達成度の判断基準」として事情を説明する方法も認められる。

ニ 評価書作成時点で実績値が集計できない場合：「—」

可能な限り、推計値等により暫定的な判定を行うこととし（その旨注記）、確定値が判明した後、必要に応じて判定を変更する。政策目標の達成状況の評価結果の変更となった場合には、変更について、集計後最初に開催する財務省政策評価懇談会で意見を聴くこととする。評価結果の変更がない場合は、集計後、速やかに、財務省ウェブサイトで公表している資料の修正を行うとともに、次年度の政策評価書においてその数値を記載する。

暫定的な判定が不可能な場合には、評価書作成時には「—」と記載した上で、集計後、必要に応じて、集計結果を基にした政策目標の達成状況の評価結果を変更する。この場合には、変更について、集計後最初に開催する財務省政策評価懇談会で意見を聴くこととする。評価結果の変更がない場合は、集計後、速やかに、財務省ウェブサイトで公表している資料の修正を行うとともに、次年度の政策評価書においてその数値を記載する。

なお、これらのものについては、評価書作成時点で集計可能な指標への変更を検討するものとする。

(3) 設定根拠の記載

「目標値の設定の根拠」欄に、当該指標の設定根拠及び評価対象年度の目標値の設定根拠を記載

併せて、データの出所や必要な注記を記載する。

3. 定性的測定指標の達成状況の判定基準及び記載方法

(1) 目標値及び実績値の記載

様式に従って目標及び実績を記載。

(2) 「達成度」の判定及び記載

達成度欄に、次の要領で達成度表示を記載。

原則として「○」又は「×」の表示に努め、「△」は例外的なものとする。

イ 目標を達成した場合：「○」

ロ 目標に近い状況にはあるが、達成したとまでは言えない場合：「△」

例えば、「速やかな公表を行います」という目標を設定し、対象事案が10あるところ、例年事実発生後数日以内に処理してきたが、1件について事務多忙等のために10日後の公表となったような場合、他の9件は問題なく、当該1件も「速やかな」をわずかに遅れているといえる程度であり、その遅れで大きな支障が発生したということはないのであれば、「×」ではなく「△」とする。

ハ 目標を達成しなかった場合（上記□に該当する場合を除く。）：「×

4. 測定指標が主要なものであるか否かの表示

実施計画において、原則として、設定した施策ごとに、定性的な測定指標と定量的な測定指標の合計のうち一つ以上のものを「主要なもの」として表示する。

「主要なもの」の意義について各府省共通の基準はないが、その「目標」の達成状況そのものを示すものなど、その指標が達成できたかどうかがその目標が達成されたかどうかに深く関係するものがこれに当たるものと考えられる。

(注)「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」において、目標の達成度状況の判断においては「主要な」測定指標の目標(値)達成度の状況を考慮することとされており、これを踏まえた下記5の基準においても同様の考えによることから、設定された測定指標が「主要なもの」に当たるかどうかが重要である。

5. 政策目標の評価方法

(1) 施策についての評定

実施計画に記載した施策及びその他その目標の遂行のために行った施策で特に記載を要するものごとに、対応する測定指標を踏まえた達成状況（以下「施策評定」という。）を記載する（対応する測定指標の番号を明記）。

施策評定は、政策目標全体に対するものと同じ5段階の評語で評定し、政策目標の全体の評定と区別するため符号は小文字（s+、s、a、b、c）で表記する。

具体的には下記の基準による。

イ 「s+ 目標超過達成」

次の①及び②の要件とともに満たす場合にこの評定とする。

① 施策に係る主要な測定指標の実績（値）に、目標（値）を大幅に上回っているものがあること。

a 定量的測定指標の場合

「実績値が目標値の120%を超過している場合」には「大幅に上回っている」ものとする。これにより難い場合には、その指標の特性を踏まえ、目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに越える水準を個別に定めて、判断する。

b 定性的測定指標の場合

その指標の特性を踏まえ、目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに越える水準を考慮して判断する。

原則として上記に該当する測定指標が一つでもあれば「s+」に該当することとなる（併せて下記②の要件を満たす場合）が、主要な測定指標が多数ある中でこれに該当するものがごく一部であって全体として「s 目標達成」というべきものである場合又は測定指標以外に重要な考慮すべき事情がある場合には、適切な理由を付して「s 目標達成」と評定することができる。ただし、この場合、上記に該当する測定指標についての超過要因分析は行う必要がある。

② 施策に係る測定指標の全てが「○」であること。

「s+」の評定に該当する場合には、次のような観点から、大幅に上回った要因を分析する。なお、当然ながら、適切な範囲内での担当者の努力等によって超過達成となった場合には、肯定的な分析を行うこととする。

- ・ 測定指標の特性に応じた適切な水準（定量的指標の場合）又は適切な内容（定性的指標の場合）の目標が設定されていたか（目標が低すぎなかつたかなど）。
- ・ 目標（値）達成に向けて過大な資源が投入されていないか。

□ 「s 目標達成」

次の①から③までに掲げる要件の全てを満たす場合にこの評定とする。

① 施策に係る主要な測定指標の実績（値）に、目標（値）を大幅に上回っているもの（上記イ①に準ずる）がない。

② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。

③ 測定指標以外の事情として「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。

例えば、次のような場合に、「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情があると判断されることが、あり得る。

- 一 測定指標の内容に含まれない部分で当該施策を実現するに当たって適切でない事情や不十分な事実があるような場合
- 二 当該施策に関するマクロ経済情勢などが好ましくない状況であつて、その施策について「s 目標達成」とすることは財務省の立場として問題があると判断されるような場合

ハ 「a 相当程度進展あり」

次の①及び②の要件をともに満たす場合にこの評定とする。

① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」である。

② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」があるか、全ての測定指標が「○」で上記③の事情がある。

測定指標以外の事情として「a 相当程度進展あり」と言い難い特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「b 進展が大きくない」と評定することができるものとする（上記②に該当する以上「s 目標達成」とは評定できない。）。

ニ 「b 進展が大きくない」

次の①及び②の要件をともに満たす場合にこの評定とする。

① 施策に係る主要な測定指標に一つでも「×」があること。

② 下記ホに該当しないこと。

測定指標以外の事情として「b 進展が大きくない」と言い難い特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「c 目標に向かっていない」と評定することができる（主要な測定指標に「×」がある以上「a 相当程度進展あり」とは評定できない。）。

ホ 「c 目標に向かっていない」

主要な測定指標の実績（値）（その施策に係る主要な測定指標が複数ある場合には、その半数以上のもの）が、目標（値）から大きく乖離している場合に、この評定とする。

「目標（値）から大きく乖離している場合」とは、「現在実施している事務の方向性の中での一般的な改善（例えば事務処理の手順を工夫すること等）では、目標としている状態（目標値）を実現することが困難な状態にあること」とし、例えば、①実績値が目標値の50%を下回っている場合、②当該年度を含めて3年連続して「×」が継続し、かつ、継続して悪化の傾向にある場合というような場合などが考えられる。

なお、これに該当する場合には、目標に向かっていないこととなった要因を分析する。また、当該施策について、その抜本的な見直しを含めた対応を検討することとし、遅くとも、次回実施計画にはその検討結果を反映させる。

(2) 「政策目標」についての評価（「目標達成状況」の判断方法）

施策ごとの評定を総合して、政策目標全体の達成状況を評定する。

具体的には下記の基準による。

イ 「S+ 目標超過達成」

施策評定が「s + 目標超過達成」又は「s 目標達成」であり、かつ、一つ以上の施策評定が「s + 目標超過達成」である場合。

例 施策 1 s 目標達成

施策 2 s 目標達成

施策 3 s + 目標超過達成

ただし、「s + 目標超過達成」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「S 目標達成」とすることができます。

ロ 「S 目標達成」

施策評定が全て「s 目標達成」である場合。

例 施策 1 s 目標達成

施策 2 s 目標達成

施策 3 s 目標達成

ハ 「A 相当程度進展あり」

施策評定が全て「a 相当程度進展あり」である場合又は「s 目標達成」と「a 相当程度進展あり」である場合。

例 1 施策 1 a 相当程度進展あり

施策 2 a 相当程度進展あり

施策 3 a 相当程度進展あり

例 2 施策 1 s 目標達成

施策 2 a 相当程度進展あり

施策 3 s 目標達成

ニ 「B 進展が大きくない」

施策評定の中に「b 進展が大きくない」があり、かつ、「c 目標に向かっていない」がない場合。

例 1 施策 1 s 目標達成
施策 2 s 目標達成
施策 3 b 進展が大きくない

例 2 施策 1 a 相当程度進展あり
施策 2 a 相当程度進展あり
施策 3 b 進展が大きくない

ただし、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A 相当程度進展あり」とすることができる。

ホ 「C 目標に向かっていない」

施策評定の中に「c 目標に向かっていない」がある場合。

例 1 施策 1 s 目標達成
施策 2 s 目標達成
施策 3 c 目標に向かっていない

例 2 施策 1 a 相当程度進展あり
施策 2 a 相当程度進展あり
施策 3 c 目標に向かっていない

ただし、「c 目標に向かっていない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「B 進展が大きくない」とすることができる。

なお、これに該当する場合には、目標に向かっていないこととなった要因を分析する。また、当該「政策目標」について、その抜本的な見直しを含めた対応を検討することとし、遅くとも、次回実施計画にはその検討結果を反映させる。

なお、国税庁の実績評価における上位目標の評定は、下位目標の評定結果を踏まえ、上記イ～ホと同様に行うものとする。

(3) 「政策の分析」の記載方法

「評価の理由」を踏まえ、当該政策目標に係る政策について、必要性、有効性、効率性その他政策の特性に応じ公平性、優先性の観点から、分析する。

イ 必要性の観点

- ・ 法的根拠や政府全体の方針、社会的な要請等から、その政策を実施することが妥当であったか。
- ・ 行政関与の在り方は妥当か（行政が担う必要があるか）。

- ・ 政策目標と施策の関係が目的と手段として明確に関連付けられているか。等

□ 有効性の観点

- ・ 施策が、政策目標の達成について、所期の効果を上げているか。
- ・ 年度の途中で状況の変化があった場合に、適切に対応できたか。等

ハ 効率性の観点

- ・ 施策の実施に要した費用は妥当な範囲だったか。
- ・ I T の活用等効率化や簡素化に取り組んでいるか。等

ニ 公平性の観点

- ・ 政策の目的に照らした施策の効果の受益や費用の負担の帰属先の設定を行い、これらが公平に分配されているか。
- ・ 実際に設定どおりの帰属先に分配されているか。等

ホ 優先性の観点

- ・ 上記の4つの観点からの評価を踏まえ、財務省の他の施策よりも優先すべきものであるか。等

以上

(参考) 評定の区分及び各評定の意義

評 定		評定の意義		
		総合目標		政策目標
		最終目標年限	最終目標年限以外	
S +	目標超過達成	目標を大幅に上回つて達成。過大な資源投入がないか検証。	—	所期の目標を大幅に上回って達成。過大な資源投入がないか検証。
S	目標達成	予定どおり目標を達成。財務省ではそのテーマの遂行に成功したと認識。	—	当該年度は、その政策は適切に実施され、目標を達成した。
A	相当程度進展あり	所期の目標を完全には達成しなかったが、概ね順調に進捗した。	最終目標年度前であるため未達成だが、時期に応じた適切な進捗となっている。	所期の目標を完全には達成しなかったが、概ね順調に政策を実施。
B	進展が大きくない	進捗状況が十分ではない。		所期の目標を達成できず、一定の改善すべき課題がある。
C	目標に向かっていない	進捗が悪く、目標そのものの改廃又はその実施手段の抜本的な見直しをする。	進捗が悪く、最終目標年度に達成が見込めない等、目標そのものの改廃又はその実施手段の抜本的な見直しをする。	大きな課題があり、目標そのものの改廃又はその実施手段の抜本的な見直しをする。

実績評価書（総合目標）の様式

(財務省 ○総○)

総合目標○一〇：

上記目標の概要	(上記目標を構成するテーマ)
---------	----------------

総合目標○についての評価結果	
評定の理由	
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)

テーマ							
測定指標（定量的な指標）							
年度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	達成度
目標値							
実績値							
(目標値の設定の根拠)							
(目標の達成度の判定理由)							

測定指標 (定性的な指標)		
	目標	(目標の設定の根拠)
	実績及び目標の達成度の判定理由	
テーマについての評定		
評定の理由		

総〇ー1に係る参考情報

参考指標1 :

(出所)

(注)

(参考)

参考指標2 :

(出所)

(注)

(参考)

評価結果の反映	
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

総合目標に係る予算額等	区分	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	予算の状況 (千円)	当初予算			
		補正予算			
		繰 越 等			
		合 計			
	執行額 (千円)				

(概要)

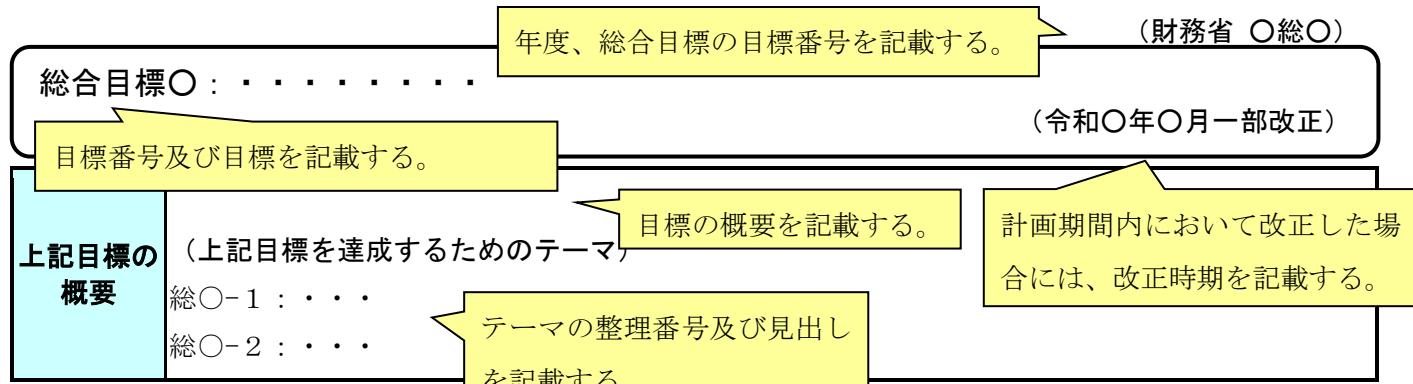
総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	
---------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他 の情報	
-------------------------------	--

前年度政策評価結果の政策への反映状況	
--------------------	--

担当部局名		政策評価実施時期	
-------	--	----------	--

実績評価書（総合目標）記載要領



総合目標○についての評価結果

総合目標についての評定

評価マニュアルに従い、評定を行い、「A 相当程度進展あり」等と記載。

評定の理由

目標全体についての進捗の概略について記載した上で、評定基準に従って評定を行ったことを下記のように記載する。
「テーマ○-1の評定は「a 相当程度進展あり」、テーマ○-2の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。」

(必要性・有効性・効率性等)

達成状況及びその理由を踏まえ、当該総合目標について、

- ① 必要性 : 法的根拠や政府全体の方針、社会的な要請等から、その政策を実施することが妥当であったか。
 - ② 有効性 : テーマにおける取組が、総合目標の達成について、所期の効果を上げているか。
 - ③ 効率性 : テーマの実施に要した費用は妥当な範囲だったか。
- 等の観点から分析する。

政策の分析

テーマ	総〇ー1 : ... テーマの整理番号及び見出しを記載する。						テーマごとに区分して、当該テーマに係る測定指標を記載する。
測定指標 (定量的な指標)	[主要]総〇-1-A-1 : ... 年 度 令和〇年度 ○年度 ○年度 ○年度 ○年度 達成度 目標値 実績値						(単位 : ...)
	(目標値の設定の根拠) (目標の達成度の判定理由)						具体的な取組の内容及び目標の達成度の判定理由を必要に応じて記載する。 財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。
	[主要]総〇-1-A-2 : ... 年 度 令和〇年度 ○年度 ○年度 ○年度 ○年度 達成度 目標値 実績値						...)
	(注) (出所) (目標値の設定の根拠)						表の理解に説明を要する場合は注記する。 測定指標に用いられる統計・データの出所を脚注に明示する。 (フォントサイズ 9pt)
	(目標の達成度の判定理由)						
	[主要]総〇-1-B-1:... 目標 定性的な目標を記載する。 (目標の設定の根拠)						達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由						定性的な目標の進捗状況及びその具体的な取組の内容を、可能な限り数値的説明を用いて記載した上で、目標達成度の判定理由を記載する。テーマの実施状況を説明するため参考指標の数値を引用した場合などは（参考指標〇参照）と明示する。財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。
	[主要]総〇-1-B-2:...[新] 目標 (目標) 新たに設定された測定指標の場合には、当該指標の末尾に[新]と付記する。						達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由						

テーマについての評定	実施計画に記載した「テーマ」単位で、当該テーマの達成状況を「5段階区分」の評語で記載する。
評定の理由	<p>評価対象年度における当該テーマの進捗状況を簡潔に記載した上で、評定基準に従って評定を行ったことを下記のように記載する。</p> <p>「以上のとおり、測定指標が「〇」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a相当程度進展あり」としました。」</p>

総〇ー1に係る参考情報

フォント：MSゴシック 11pt 行間1行

テーマに係る参考情報があれば記載する。

フォント：MS明朝 10.5pt 行間隔「固定値」行間1行

参考指標1：・・・・・・

参考指標の番号と名称は事前分析表に合わせる。
財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。

【見出し】

フォント：MSゴシック 11pt 行間1行

【出所・注・参考】

フォント：MS明朝 9pt 行間隔「固定値」12pt

参考指標2：・・・・・・

(出所)

(注)

(参考)

テーマ	総〇ー2：・・・						
測定指標（定量的な指標）	[主要]総〇ー2-A-1：・・・ (単位：・・・)						
	年 度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	達成度
	目標値						
	実績値						
	(目標値の設定の根拠)						
	(目標の達成度の判定理由)						

測定指標 (定性的な指標)	総〇-2-A-2 : ... (単位 : ...)						
	年 度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	達成度
	目標値						
	実績値(〇)						
	(注)						
	(出所)						
	(目標値の設定の根拠)						
	(目標の達成度の判定理由)						
	[主要]総〇-2-B-1:...						
	目標	(目標の設定の根拠)					達成度
	実績及び目標達成度の判定理由						
	[主要]総〇-2-B-2:...[新]						
	目標	(目標の設定の根拠)					達成度
	実績及び目標達成度の判定理由						
	テーマについての評定						
評定の理由							

総〇-2に係る参考情報

参考指標 1 :

--

(出所)
(注)
(参考)

参考指標2：・・・・・・

--

(出所)

(注)

(参考)

<p>評価結果の反映</p>	<p>総合目標の見直しや今後の方向性などについて、P D C Aサイクルを意識しつつ、以下の観点から記載することに留意。</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な改善案の提示・提示した改善策を今後の企画立案に反映させる取組の実施
-----------------------	--

<p>財務省政策評価懇談会における意見</p>	<p>政策評価懇談会における外部有識者からの意見を記載する。</p>
--------------------------------	------------------------------------

総合目標に係る予算額等	区分	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	予算の状況 (千円)	当初予算			
		補正予算			
		繰 越 等			
		合 計			
		執行額 (千円)			

<p>(概要)</p>	<p>総合目標に係る予算（財務本省共通費のみの総合目標を除く。）に関する情報を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none">・当該年度予算額が前年度に比べ大幅に増減している場合は、その理由を記載する。・「(注)令和〇年度「繰越等」、「執行額」等については、令和×年11月頃に確定するため、令和×年度実績評価書に掲載予定。」と付記する。
--------------------	---

<p>総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主要政策</p>	<p>総合目標に関連する所信表明演説、施政方針演説、財政演説及び重要な閣議決定等のうち原則として直近2年間（前々年4月から当年3月）のものについて、その名称等を記載する。</p>
---------------------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>評価に当たって使用した資料名を記載（指標の出典等）</p>
---	----------------------------------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>(1) 政策評価法第11条に基づき記載するものであり、前年度の政策評価書の「評価結果の反映」欄に記載した内容が、当該年度の政策等へどのように反映されたかを具体的に記載する。</p> <p>(2) 「令和〇年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(政策評価法第 19 条に基づく国会報告) の個表「政策評価結果の政策への反映状況調べ」に記載した内容と整合をとること。</p>
--------------------	---

担当部局名	○○局 (○○課)	政策評価担当組織等を記載する。	政策評価実施時期	令和〇年 6 月
-------	-----------	-----------------	----------	----------

実績評価書（政策目標）の様式

(財務省 ○政〇一〇)

政策目標〇一〇：

上記目標の概要	(上記目標を達成するための施策)																									
政策目標〇一〇についての評価結果																										
政策目標についての評定																										
評定の理由																										
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) (令和〇年度行政事業レビューとの関係)																									
施策																										
測定指標（定量的な指標）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>令和〇年度</th> <th>〇年度</th> <th>〇年度</th> <th>〇年度</th> <th>〇年度</th> <th>達成度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (目標値の設定の根拠) (目標の達成度の判定理由)						年 度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	達成度	目標値							実績値					
年 度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	達成度																				
目標値																										
実績値																										

測定指標 (定性的な指標)		
	目標	(目標の設定の根拠)
	実績及び目標の達成度の判定理由	
施策についての評定		
評定の理由		

政〇－〇－1に係る参考情報

参考指標1 : · · · · · · · ·

(出所)

(注)

(参考)

参考指標2 : · · · · · · · ·

(出所)

(注)

(参考)

評価結果の反映	
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

政策目標に係る予算額等	区分	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	予算の状況 (千円)	当初予算			
		補正予算			
		繰越等			
		合計			
	執行額(千円)				

(概要)

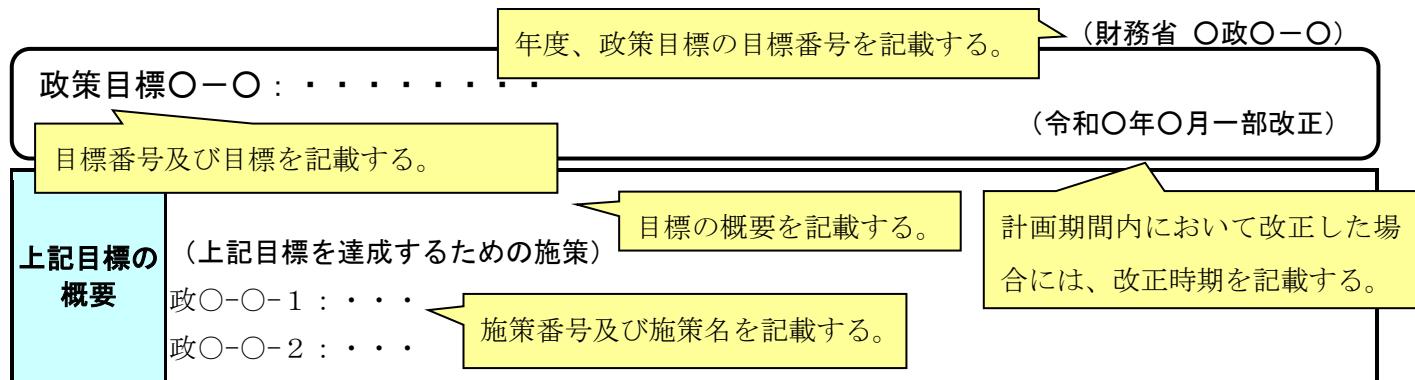
政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	
---------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他 の情報	
-------------------------------	--

前年度政策評価結果の政策への反映状況	
--------------------	--

担当部局名		政策評価実施時期	
-------	--	----------	--

実績評価書（政策目標）記載要領



政策目標〇一〇についての評価結果

政策目標についての評定

評価マニュアルに従い、評定を行い、「A 相当程度進展あり」等と記載。

評定の理由

目標全体についての進捗の概略について記載した上で、評定基準に従って評定を行ったことを下記のように記載する。
「施策〇一〇-1の評定は「a 相当程度進展あり」、施策〇一〇-2の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。」

(必要性・有効性・効率性等)

達成状況及びその理由を踏まえ、当該政策目標について、

- ① 必要性 : 法的根拠や政府全体の方針、社会的な要請等から、その政策を実施することが妥当であったか。
- ② 有効性 : 施策における取組が、政策目標の達成について、所期の効果を上げているか。
- ③ 効率性 : 施策の実施に要した費用は妥当な範囲だったか。

等の観点から分析する。

政策の分析

(令和〇年度行政事業レビューとの関係)

- ・ ○○〇〇 (事業名を記載)
 (事業番号〇〇)

各目標に関連する行政事業レビュー対象事業について、外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見、当該所見に対する対応について記載する。

施策	政〇-〇-1 : ... 施策番号及び施策名を記載する。						施策ごとに区分して、当該施策に係る測定指標を記載する。	
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政〇-〇-1-A-1 : ... (単位 : ...)							
	年度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	達成度	
	目標値							
	実績値							
	(目標値の設定の根拠)							
	(目標の達成度の判定理由)							具体的な取組の内容及び目標の達成度の判定理由を必要に応じて記載する。 財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。
	[主要]政〇-〇-1-A-2 : ... (注) (出所)							
	年度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	達成度	
	目標値							
	実績値							
(目標値の設定の根拠)							表の理解に説明を要する場合は注記する。 測定指標に用いられる統計・データの出所を脚注に明示する。 (フォントサイズ 9pt)	
(目標の達成度の判定理由)								
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政〇-〇-1-B-1:... 目標						達成度	
	定性的な目標を記載する。							
	(目標の設定の根拠)							
	実績及び目標の達成度の判定理由							定性的な目標の進捗状況及びその具体的な取組の内容を、可能な限り数値的説明を用いて記載した上で、目標達成度の判定理由を記載する。施策の実施状況を説明するため参考指標の数値を引用した場合などは(参考指標〇参照)と明示する。
	政〇-〇-1-B-2:... [新]							財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。
	目標							達成度
	(目標の設定の根拠)							
	実績及び目標の達成度の判定理由							
	目標							達成度
	(目標の設定の根拠)							

施策についての評定		実施計画に記載した「施策」単位で、当該施策の達成状況を「5段階区分」の評語で記載する。																					
評定の理由	<p>評価対象年度における当該施策の進捗状況を簡潔に記載した上で、評定基準に従って評定を行ったことを下記のように記載する。</p> <p>「以上のとおり、測定指標が「〇」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。」</p>																						
政〇一〇一に係る参考情報		フォント：MSゴシック 11pt 行間1行																					
施策に係る参考情報があれば記載する。		フォント：MS明朝 10.5pt 行間隔「固定値」行間1行																					
参考指標1：・・・・・・		<p>参考指標の番号と名称は事前分析表に合わせる。</p> <p>財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。</p> <p>【見出し】</p> <p>フォント：MSゴシック 11pt 行間1行</p> <p>【出所・注・参考】</p> <p>フォント：MS明朝 9pt 行間隔「固定値」12pt</p>																					
参考指標2：・・・・・・		(出所) (注) (参考)																					
施策	政〇一〇二：・・・・																						
測定指標（定量的な指標）	<p>[主要]政〇一〇二-A-1：・・・ (単位：・・・)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>令和〇年度</th><th>〇年度</th><th>〇年度</th><th>〇年度</th><th>〇年度</th><th>達成度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>実績値(〇)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p>		年 度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	達成度	目標値							実績値(〇)						
年 度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	達成度																	
目標値																							
実績値(〇)																							

測定指標 (定性的な指標)	[主要]政〇-〇-2-A-2 : ……						(単位 : ……)
	年 度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	達成度
	目標値						
	実績値(〇)						
(注) …… (出所) …… (目標値の設定の根拠) (目標の達成度の判定理由)							
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政〇-〇-2-B-1 : ……						
	目標	(目標の設定の根拠)					達成度
	実績及び目標達成度の判定理由						
	政〇-〇-2-B-2 : …… [新]						
測定指標 (定性的な指標)	目標	(目標の設定の根拠)					達成度
	実績及び目標達成度の判定理由						
	施策についての評定						
	評定の理由						

政〇—〇—2に係る参考情報

參考指標 1 · · · · ·

在本节中，我们将探讨如何通过分析和理解数据来识别潜在的业务机会。通过识别这些机会，企业可以更好地制定策略，以实现其长期目标。

(出所)

(注)

(注)

参考指標2：・・・・・・

（出所）
（注）
（参考）

評価結果の反映

政策目標の見直しや今後の方向性などについて、P D C Aサイクルを意識しつつ、以下の観点から記載することに留意。

- ・具体的な改善案の提示
- ・提示した改善策を今後の企画立案に反映させる取組の実施

財務省政策評価懇談会における意見

政策評価懇談会における外部有識者からの意見を記載する。

政策目標に係る予算額等	区分	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	予算の状況 (千円)	当初予算			
		補正予算			
		繰 越 等			
	合 計				
	執行額 (千円)				

（概要）

政策目標に係る予算（財務本省共通費のみの政策目標を除く。）に関する情報を記載する。

- ・当該年度予算額が前年度に比べ大幅に増減している場合は、その理由を記載する。
- ・「（注）令和〇年度「繰越等」、「執行額」等については、令和×年11月頃に確定するため、令和×年度実績評価書に掲載予定。」と付記する。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主要政策

政策目標に関連する所信表明演説、施政方針演説、財政演説及び重要な閣議決定等のうち原則として直近2年間（前々年4月から当年3月）のものについて、その名称等を記載する。

政策評価を行う過程において使用した資料その他 の情報

評価に当たって使用した資料名を記載（指標の出典等）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>(1) 政策評価法第11条に基づき記載するものであり、前年度の政策評価書の「評価結果の反映」欄に記載した内容が、当該年度の政策等へどのように反映されたかを具体的に記載する。</p> <p>(2) 「令和〇年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(政策評価法第 19 条に基づく国会報告) の個表「政策評価結果の政策への反映状況調べ」に記載した内容と整合をとること。</p>
--------------------	---

担当部局名	○○局 (○○課)	政策評価担当組織等を記載する。	政策評価実施時期	令和〇年 6 月
-------	-----------	-----------------	----------	----------

成 果 重 視 事 業 の 評 価 書 の 様 式

成果重視事業の名称	成果重視事業の名称を記載する。																																
関連する「政策の目標」	成果重視事業が関連する「政策の目標」を記載する。																																
政策所管課等	「政策の目標」に係る政策所管課等を全て記載する。																																
成果重視事業の概要	成果重視事業の概要を記載する。																																
目標期間	成果重視事業として設定する期間を記載する。																																
目標	達成しようとする目標を具体的に記載する。																																
目標設定の考え方	上記目標を設定した意図・理由を記載する。																																
目標達成度合の判定方法	上記目標の達成・未達成の判定方法を記載する。																																
目標の達成状況	上記目標の達成・未達成の別及び実績値を具体的に記載する。 (目標が未達成の場合は、原因分析についても記載する。)																																
	成果重視事業に係る予算額等を記載する。 (単位：百万円)																																
予算額等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">年 度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">令和〇年度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">令和〇年度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">令和〇年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">予 算 額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">支 出 済 額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">翌年度繰越額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">弾 力 化 措 置</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">緑 越 明 許 費</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">国 庫 債 務 負 担 行 為</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">目 の 大 括 り 化</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	年 度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	予 算 額				支 出 済 額				翌年度繰越額				弾 力 化 措 置				緑 越 明 許 費				国 庫 債 務 負 担 行 為				目 の 大 括 り 化			
年 度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度																														
予 算 額																																	
支 出 済 額																																	
翌年度繰越額																																	
弾 力 化 措 置																																	
緑 越 明 許 費																																	
国 庫 債 務 負 担 行 為																																	
目 の 大 括 り 化																																	
予算執行の効率化・弾力化による効果	予算執行の効率化・弾力化による効果（利便性）が、どのように発現したかを記載する。																																
今後の方向性	評価結果を踏まえた今後の方向性を記載する。 (目標が未達成の場合は、改善方策についても記載する。)																																

規制の事後評価書の様式及び記載要領

法律又は政令の名称：_____

規制の名称：_____

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：_____

評価実施時期：_____

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

（例）

事前評価時点では、…を想定していたが、その後…の影響により、…が生じた。

また、事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じた。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかつたら、あるいは緩和されなかつたらという仮想状況）を設定する。

（例）* 以下（例）は、平成29年度に施行した規制について、令和4年度に事後評価を実施する場合

【規制の新設・強化】

○…に関するベースライン

		H29	H30	R1	R2	R3
…	事前評価時	○	○	○	○	○
	事後評価時	○	○	○	○	○

※ 事前評価時の数値は、…の推計値を記載

※ 事後評価時の数値は、…の影響により…が生じたことを踏まえた上の推計値を記載

【規制の緩和・廃止】

○…に関するベースライン

事前評価時は、…といった課題が生じることをベースラインとしていたが、…が生じたことを踏まえて、…といった課題及び…といった課題が生じることをベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

(例)

事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じたが、当該規制の目的である…についての必要性に影響を及ぼすものではなく、…の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[事前評価時の測定指標]

…施設における…設置費用
…施設における…維持費用

[遵守費用]

当該規制の対象である…施設（○施設。…時点。）を対象とした「…に関するアンケート調査」によると、…の設置費用として、1施設当たり□円（平均）の設置費用及び年間△円（平均）の維持費用が生じた。

なお、当該規制の施行から5年が経過していることから、分析期間は5年とする。

以上から、当該規制により、●円（○施設×□円+○施設×△円×5年）の遵守費用が生じた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、…に係る費用が減少し、推計と実績にかい離が生じたと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[事前評価時の測定指標]

当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

[遵守費用]

当該規制緩和による遵守費用は発生していない。

[費用推計との比較]

費用推計とのかい離は生じていない。

(5) 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[行政費用]

年度 測定指標	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…経費（千円）	○	○	○	○	○	○

また、このほか、事前評価時には想定しなかった…への対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

年度 項目	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…費用（千円）	○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、上記のとおり、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

【規制の緩和・廃止】

[行政費用]

年度 測定指標	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…業務件数（件）	○	○	○	○	○	○
モニタリング実施件数（件）	○	○	○	○	○	○

モニタリング実施費用（千円）	○	○	○	○	○	○
----------------	---	---	---	---	---	---

このほか、事前評価時には想定しなかった…の対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

項目	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…費用（千円）		○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[効果]

測定指標	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…による被害件数（件）		○	○	○	○	○	○

当該規制の効果は、上記被害件数とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。

したがって、当該規制の効果は、被害件数口件の減少（平成 29 年度～令和 3 年度）である。

[効果予測との比較]

当初、当該規制の効果として…を予測していたところ、…により、…が生じたことから予測と実績にかい離が生じたと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[効果]

測定指標	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
新規参入者数（者）		○	○	○	○	○	○

当該規制の効果は、上記新規参入者数とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。

したがって、当該規制の効果は、…業務への新規参入者数□者の増加（平成 29 年度～令和 3 年度）である。

[効果予測との比較]

当初、当該規制の効果として…を予測していたところ、…により、…が生じたことから予測と実績にかい離が生じたと考えられる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[便益]

測定指標	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
被害金額（円）		○	○	○	○	○	○

当該規制の効果は、上記被害金額とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。

以上から、当該規制の便益は、□万円である。

[便益推計との比較]

当初、当該規制の効果として…を推計していたところ、…により、…が生じたことから推計と実績にかい離が生じたと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[便益]

測定指標	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
経済効果（円）		○	○	○	○	○	○

当該規制の効果は、経済効果とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。

したがって、当該規制の効果は、…経済効果□円の増加（平成 29 年度～令和 3 年度）である。

[便益推計との比較]

当初、当該規制の効果として…を予測していたところ、…により、…が生じたことから予測と実績にかい離が生じたと考えられる。

(8) 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

(例)

【規制の新設・強化】

[副次的な影響及び波及的な影響]

測定指標	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…施設の閉鎖件数（件）		○	○	○	○	○	○

このほか、「…に関するアンケート調査」によると、当該規制により、…、…、…が生じたとの回答が見受けられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…であり、推計と実績のかい離は生じていない。一方、…は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じたものと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[副次的な影響及び波及的な影響]

測定指標	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…の件数（件）		○	○	○	○	○	○

このほか、利害関係者を対象とした意見聴取等では、当該規制緩和により…が生じたとする意見がみられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、推計と実績のかい離が生じたと考えられる。

一方、…の影響は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じたものと考えられる。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用が〇円（上記④参照）、行政費用が口円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響が生じた。

一方、便益については、◇円（上記⑦参照）が発生した。

これら費用と便益を比べると、便益が費用を上回り、今後も同様の便益が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。

なお、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響については、…であるものの、…であることから影響は限定的であると考えられる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制の緩和に伴い発生した費用は、行政費用が〇円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響が生じた。

一方、便益については、◇円（上記⑦参照）が発生した。

これら費用と便益を比べると、便益が費用を上回り、今後も同様の便益が発生すると考えられることから、当該規制緩和を継続することが妥当である。

なお、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響については、…であるものの、…であることから影響は限定的であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事後評価書（簡素化）の様式及び記載要領

法律又は政令の名称：_____

規制の名称：_____

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：_____

評価実施時期：_____

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

（例）

事前評価時点では、…を想定していたが、その後…の影響により、…が生じた。

また、事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じた。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかつたら、あるいは緩和されなかつたらという仮想状況）を設定する。

（例）* 以下（例）は、平成29年度に施行した規制について、令和4年度に事後評価を実施する場合

【規制の新設・強化】

○…に関するベースライン

		H29	H30	R1	R2	R3
…	事前評価時	○	○	○	○	○
	事後評価時	○	○	○	○	○

※ 事前評価時の数値は、…の推計値を記載。

※ 事後評価時の数値は、…の影響により…が生じたことを踏まえた上での推計値を記載。

【規制の緩和・廃止】

○…に関するベースライン

事前評価時は、…といった課題が生じることをベースラインとしていたが、…が生じたことを踏まえて、…といった課題及び…といった課題が生じることをベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

(例)

事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じたが、当該規制の目的である…についての必要性に影響を及ぼすものではなく、…の必要性は引き続き認められる。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[事前評価時の測定指標]

…施設における…設置費用
…施設における…維持費用

[遵守費用]

当該規制の対象である…施設（○施設。…時点。）を対象とした「…に関するアンケート調査」によると、…の設置費用として、1施設当たり□円（平均）の設置費用及び年間△円（平均）の維持費用が生じた。

なお、当該規制の施行から5年が経過していることから、分析期間は5年とする。

以上から、当該規制により、●円（○施設×□円+○施設×△円×5年）の遵守費用が生じた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、…に係る費用が減少し、推計と実績にかい離が生じたと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[事前評価時の測定指標]

当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

[遵守費用]

当該規制緩和による遵守費用は発生していない。

[費用推計との比較]

費用推計とのかい離は生じていない。

(5) 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[行政費用]

年度 測定指標	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…経費（千円）	○	○	○	○	○	○

また、このほか、事前評価時には想定しなかった…への対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

年度 項目	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…費用（千円）	○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、上記のとおり、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

【規制の緩和・廃止】

[行政費用]

年度 測定指標	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…業務件数（件）	○	○	○	○	○	○
モニタリング実施件数（件）	○	○	○	○	○	○

モニタリング実施費用（千円）	○	○	○	○	○	○
----------------	---	---	---	---	---	---

このほか、事前評価時には想定しなかった…の対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

項目	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…費用（千円）		○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

(例)

【規制の新設・強化】

[副次的な影響及び波及的な影響]

測定指標	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
…施設の閉鎖件数（件）		○	○	○	○	○	○

このほか、「…に関するアンケート調査」によると、当該規制により、…、…、…が生じたとの回答が見受けられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…であり、推計と実績のかい離は生じていない。一方、…は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じたものと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[副次的な影響及び波及的な影響]

測定指標	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
	…の件数（件）	○	○	○	○	○	○

このほか、利害関係者を対象とした意見聴取等では、当該規制緩和により…が生じたとする意見がみられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、推計と実績のかい離が生じたと考えられる。

一方、…の影響は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じるものと考えられる。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用が〇円（上記④参照）、行政費用が〇万円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…が生じたが、…は、…であることからその影響は限定的である。

当該規制については、引き続き…の観点から必要性が認められることから引き続き継続することとする。

【規制の緩和・廃止】

当該規制の緩和に伴い発生した費用は、行政費用が〇万円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響が生じたものの、…により対応可能であることから、その影響は限定的である。

当該規制緩和については、引き続き…の観点から必要性が認められる一方、…の観点から見直しを行うことが適当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書（簡素化）を添付すること。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	
		②	上記以外の税目	
3	内容			《制度の概要》 《関係条項》
4	担当部局			
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期: 分析対象期間:
6	創設年度及び改正経緯			
7	適用期間			
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 《政策目的の根拠》
		②	政策体系における政策目的の位置付け	
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
9	有効性等	①	適用数	

		② 適用額	
		③ 減収額	
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		⑤ 税収減を是認する理由等	
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
11	有識者の見解		
12	評価結果の反映の方向性		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

<記載要領>

II 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

租税特別措置等に係る政策について、事後評価を行う場合は、本様式により事後評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 2 ① 「政策評価の対象税目」には、政策評価の対象とした税目ごとに、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）I 5カに定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別を記載する。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。
- 2 ② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。
- 3 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
 - ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に關係する租税特別措置法、地方税法等の条項を記載する。
- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：○○省○○局○○課）。
- 5 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
- 6 「創設年度及び改正経緯」には、当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。
- 7 「適用期間」には、当該租税特別措置等の適用期間を記載する。
- 8 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
 - ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 8 ② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。

当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 8 ③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。
- ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

9① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。

9② 「適用額」には、当該租税特別措置等の適用額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。

9③ 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

9④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。
 - * 前記8①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、当該租税特別措置等によってどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。
 - * 前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記8③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。
 - * 所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））が既に達成されていないかを記載する。

また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

- ・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。

9⑤ 「税収減を是認する理由等」には、上記9①から9④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

その際、上記9④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。

また、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

10① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採ることが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

10② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（こうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

10③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

11 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

12 「評価結果の反映の方向性」には、事後評価の結果を、評価の対象とした当該租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを具体的に記載する。

13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、当該租税特別措置等に係る政策について実施した前回の事前評価又は事後評価の時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

政策評価制度に関する経緯

- 平成9年12月 行政改革会議最終報告
　　：政策評価の導入を提言
- 平成10年6月 中央省庁等改革基本法成立
　　：中央省庁等改革の基本方針として政策評価機能の強化が盛り込まれる。
- 平成11年4月 中央省庁等改革の推進に関する方針（中央省庁等改革推進本部決定）
　　：政策評価の枠組みを決定
- 7月 国家行政組織法一部改正法等成立
　　：政策評価の根拠規定が盛り込まれる。
- 平成12年7月 大蔵省「政策評価官及び政策評価室を設置」
- 10月 大蔵省「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」開催
- 平成13年1月 財務省「財務省の使命」、「政策の目標」及び「財務省における政策評価の実施要領」策定
　　：政策評価に関する標準的ガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）
　　：各府省が政策評価に関する実施要領を策定するための標準的な指針
- 6月 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」成立
- 12月 「政策評価に関する基本方針」閣議決定
- 平成14年3月 財務省「政策評価に関する基本計画」（平成14～16年度）策定
　　：行政機関が行う政策の評価に関する法律施行
- 4月 「政策評価に関する基本計画」（平成17～19年度）策定
- 平成17年3月 12月 「政策評価に関する基本方針の改訂について」閣議決定
　　：政策評価の実施に関するガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）
- 平成19年3月 財務省「政策評価に関する基本計画」一部改正
　　：政策評価に関する基本方針一部変更
　　：規制の事前評価に係るもの
4月 「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」改正
　　：規制の事前評価が義務付けられる
- 6月 「経済財政改革の基本方針2007」閣議決定
　　：経済財政諮問会議と政策評価の連携強化が盛り込まれる
- 8月 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）
　　：規制の事前評価に係るもの
- 10月 「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」一部改正
　　：行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則施行
　　：規制の事前評価に係るもの
- 平成20年3月 財務省「政策評価に関する基本計画」（平成20～24年度）策定
- 平成21年3月 財務省「政策評価の実施要領」策定
　　：政策評価に関する基本計画一部改正
- 6月 財務省「政策評価の実施要領」一部改正
　　：政策評価の実施要領一部改正
- 平成22年5月 「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」一部改正
　　：政策評価に関する基本方針一部変更
　　：租税特別措置等の評価に係るもの
　　：租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）
　　：政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）
- 6月 財務省「政策評価に関する基本計画」一部改正
　　：政策評価の実施要領一部改正
- 7月 財務省「政策評価の実施要領」一部改正
　　：政策評価の実施に関するガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）一部改正
　　：目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について（政策評価各府省連絡会議了承）
- 平成24年3月 財務省「政策評価の実施要領」一部改正
　　：政策評価の実施要領一部改正
- 4月 財務省「政策評価の実施要領」一部改正
　　：政策評価の実施要領一部改正

平成25年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成25～29年度）策定 「財務省 政策評価の実施要領」策定
4月	「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（政策評価各府省連絡会議了承）一部改正 「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
8月	「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
12月	「目標管理型の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）
平成26年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成25～29年度）一部改正 「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
6月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成25～29年度）一部改正
平成27年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成25～29年度）一部改正 「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
平成28年 3月	「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
12月	「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
平成29年 7月	「政策評価に関する基本方針」一部変更 ：規制の事後評価に係るもの 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）一部改正
平成30年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成30年度から5年）策定 「財務省 政策評価の実施要領」策定
平成31年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成30年度から5年）一部改正 「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
令和5年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（令和5～9年度）策定 「財務省 政策評価の実施要領」策定

(注) 財務省独自の内容はゴシック体で示した。

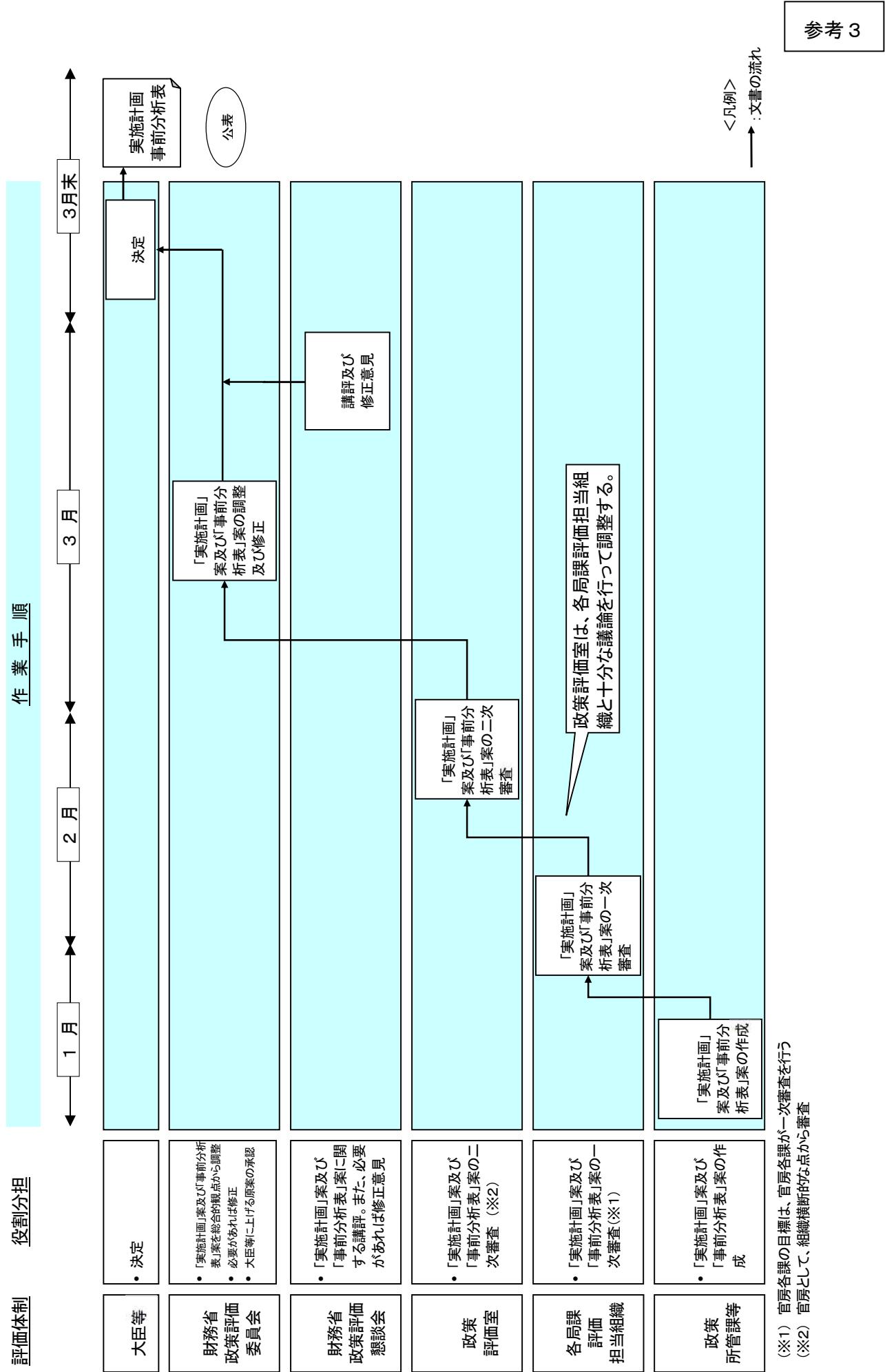
「政策の目標」ごとの政策所管課等及び各局課評価担当組織

「政策の目標」	政策所管課等	各局課評価担当組織
総合目標1	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	主計局司計課、大臣官房総合政策課、主税局総務課
総合目標2	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	主税局総務課
総合目標3	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融資総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官）	理財局総務課
総合目標4	大臣官房信用機構課、理財局（国庫課）	大臣官房信用機構課、理財局総務課
総合目標5	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	国際局総務課、関税局総務課
総合目標6	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	大臣官房総合政策課、主計局司計課、主税局総務課
政策目標1－1	主計局（総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官）	主計局司計課
政策目標1－2	主計局（総務課）、主税局（総務課）	主計局司計課、主税局総務課
政策目標1－3	主計局（司計課、総務課、法規課）、会計センター（研修部）	主計局司計課
政策目標1－4	主計局（司計課）	主計局司計課
政策目標1－5	主計局（主計官、主計企画官）、主税局（総務課）、理財局（計画官）	主計局司計課、主税局総務課
政策目標1－6	主計局（法規課）	主計局司計課
政策目標2－1	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	主税局総務課
政策目標2－2	長官官房（総務課、人事課、会計課、企画課、参事官、国際業務課、厚生管理官、広報広聴官、相互協議室、税務相談官、首席国税庁監察官）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査监察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所	国税庁総務課
政策目標2－3	国税庁課税部（酒税課、鑑定企画官）	国税庁総務課
政策目標2－4	長官官房（総務課）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課）	国税庁総務課

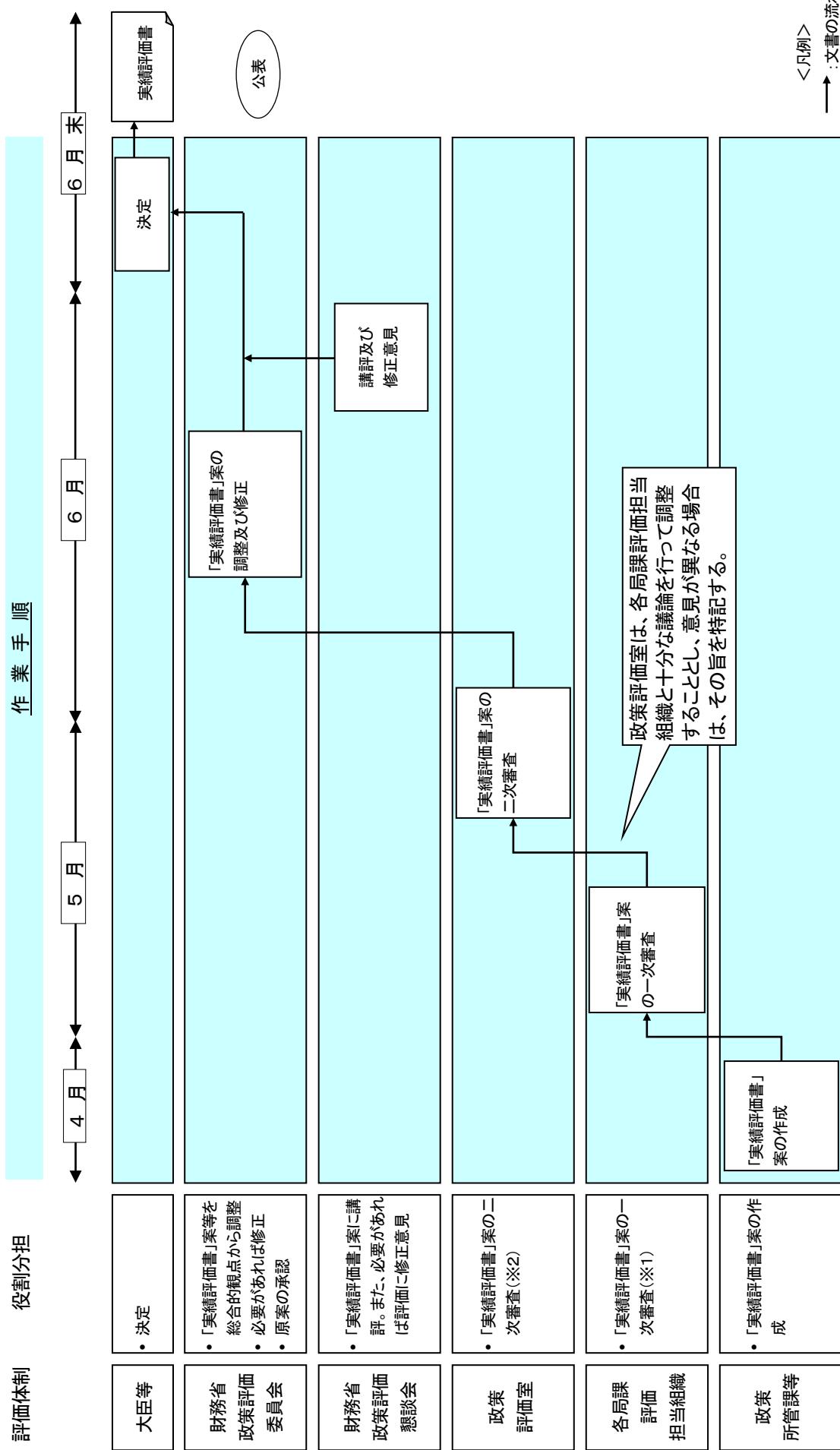
「政策の目標」	政策所管課等	各局課評価担当組織
政策目標3－1	<u>理財局</u> （国債企画課、国債業務課）	<u>理財局</u> 総務課
政策目標3－2	<u>理財局</u> （財政投融資総括課、計画官室、管理課）	<u>理財局</u> 総務課
政策目標3－3	<u>理財局</u> （国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室）	<u>理財局</u> 総務課
政策目標3－4	<u>理財局</u> （国庫課）	<u>理財局</u> 総務課
政策目標4－1	<u>理財局</u> （国庫課通貨企画調整室）	<u>理財局</u> 総務課
政策目標4－2	<u>大臣官房</u> 信用機構課	<u>大臣官房</u> 信用機構課
政策目標5－1	<u>関税局</u> （関税課）	<u>関税局</u> 総務課
政策目標5－2	<u>関税局</u> （参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	<u>関税局</u> 総務課
政策目標5－3	<u>関税局</u> （業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税關調査室）、 <u>関税中央分析所</u>	<u>関税局</u> 総務課
政策目標6－1	<u>国際局</u> （総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	<u>国際局</u> 総務課
政策目標6－2	<u>国際局</u> （総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 <u>関税局</u> （参事官室（国際協力担当））、税關研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	<u>国際局</u> 総務課、 <u>関税局</u> 総務課
政策目標6－3	<u>国際局</u> （総務課、開発政策課）	<u>国際局</u> 総務課
政策目標7－1	<u>大臣官房</u> 政策金融課	<u>大臣官房</u> 政策金融課
政策目標8－1	<u>大臣官房</u> 信用機構課	<u>大臣官房</u> 信用機構課
政策目標9－1	<u>主計局</u> （給与共済課）	<u>主計局</u> 司計課
政策目標10－1	<u>理財局</u> （総務課調査室）	<u>理財局</u> 総務課
政策目標11－1	<u>理財局</u> （総務課たばこ塩事業室）	<u>理財局</u> 総務課

(注) 「政策所管課等」欄及び「各局課評価担当組織」欄の第一番目に記載した課等（下線）が、「政策の目標」ごとの取りまとめ担当である。

「実施計画」の策定及び「事前分析表」の作成のための作業手順



「実績評価書」の作成のための作業手順



(※1) 官房各課の目標は、官房各課が一次審査を行う
(※2) 官房として、組織横断的な点から審査